

令和 5 年 川 西 町 議 会  
第 3 回 定 例 会 会 議 録

開会 令和 5 年 9 月 8 日

閉会 令和 5 年 9 月 22 日

## 令和5年川西町議会第3回定例会会議録（開会）

召集年月日	令和5年9月8日		
召集の場所	川西町役場議場		
開 会	令和5年9月8日 午前10時00分 宣告		
出席議員	1番 松波 芳子	2番 齋藤 麻由	3番 安達 憲太郎
	4番 阪本 学	5番 弓仲 利博	6番 福山 臣尾
	7番 堀 格	8番 安井 知子	9番 伊藤 彰夫
	10番 石田 三郎	11番 寺澤 秀和	12番 芝 和也
欠席議員			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 小澤 晃広	副町長 森田 政美	
	教育長 橋本 宗和	総務特別参事 江畑 幸男	
	行政改革統括理事 石田 知孝	まちマネジメント担当理事 山口 尚亮	
		住民保険担当理事 大西 成弘	
	総務課長 西川 直明	税務課兼債権管理課長 松下 正嗣	
	まちづくり推進課長 喜多 勲	まちマネジメント課長 中川 辰也	
	デジタル推進室長 梅津 光章		
	長寿介護課長 栗林 美子	福祉こども課長 中森 委香	
	社会教育課長 浅田 裕信	教育総務課長 高場 慎太郎	
	会計管理者 岡田 充浩	監査委員 西田 亜希子	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長心得 池原 由香里		
	モニター係 西村 俊哉		
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ		
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した		
	6番 福山 臣尾 議員	7番 堀 格 議員	

## 川西町議会第3回定例会（議事日程）

令和5年9月8日（金） 午前10時00分 開会

日 程	議案番号	件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		諸報告
	報告第5号	専決処分の報告について
	報告第6号	専決処分の報告について
	報告第7号	健全化判断比率の報告について
	報告第8号	川西町資金不足比率の報告について
	報告第9号	川西町土地開発公社の経営状況等の報告について
	報告第10号	定期監査報告について
第4	認定第1号	令和4年度川西町一般会計決算について
第5	認定第2号	令和4年度川西町国民健康保険特別会計決算について
第6	認定第3号	令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計決算について
第7	認定第4号	令和4年度川西町介護保険事業勘定特別会計決算について
第8	認定第5号	令和4年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計決算について
第9	認定第6号	令和4年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算について
第10	認定第7号	令和4年度川西町下水道事業会計決算について
第11	議案第33号	令和5年度川西町一般会計補正予算について
第12	議案第34号	令和5年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第13	議案第35号	令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について
第14	議案第36号	令和5年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第15	議案第37号	令和5年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について
第16	議案第38号	川西町子ども医療費助成条例の一部改正について
第17	議案第39号	川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を

		定める条例の一部改正について
第 18	議案第 40 号	川西町都市公園条例の一部改正について
第 19	議案第 41 号	川西町企業立地促進条例の全部改正について
第 20	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
第 21	同意第 5 号	川西町教育委員会委員の任命について

(午前10時00分 開会)

○議長(弓仲利博議員) 皆様、おはようございます。

これより、令和5年川西町議会第3回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。町長。

(町長 小澤晃広 登壇 報告)

●町長(小澤晃広) 皆様おはようございます。

本日ここに、令和5年川西町議会第3回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、平素より町政運営に関しまして、格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに厚く感謝申し上げます。

まず、既に新聞報道等でもご承知と存じますが、本町のゴミ収集車両が車検切れのまま走行を運用していた事実が判明いたしました。幸い事故等の重大事態に至ってはおりませんが、あってはならないことであり、再発防止に全力で取り組んでまいります。

町民の皆様へ、ご心配ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

さて、私が就任させていただき2年が経過いたしました。政策の四つの柱として「シニアの生活支援強化」「子育て、教育の支援強化」「人、企業が集まるまちづくりの推進」「行政改革の推進」を掲げてスタートいたしました。

4つの柱、いずれの分野も、議員の皆様を初め、住民の皆様、川西町に関わってくださっている事業者の皆様のご理解ご協力に支えていただきながら、幹部職員をはじめとする町職員との相互理解、協力、また職員の皆さんの尽力により、検討を深め、施策の実行を進めるなど、「川西町でのより良い暮らし」、「川西町のより良い未来づくり」に向けて、一步一步ですが、歩むことができていると感じております。

一方、新たに山下知事が就任され、県の方針が大きく変わり、また物価が大きく上昇をみせるなど、川西町を取り巻く環境が大きく変化しているタイミングでもあります。

私といたしましては、議員の皆様をはじめ、住民の皆様の声をしっかりと聞かせていただき、ご協議させていただきながら、この変化をしっかりと乗り切っていきたいと考えております。

町の中ではコロナ禍で中止されていた川西サマーフェスタや、自治会や地域でのお祭りイベントなどが再開されております。私も参加させていただく中で、このような機会は、地域で支え合えるつながりを作り、継続していただくためにも、まちで暮らす楽しみを持っていただくためにも大切なものだと、改めて感じました。ご開催、ご協力いただいております皆様に改めて感謝申し上げますとともに、行政といたしましても、引き続き、にぎわいの創出や地域のコミュニティ形成のための取組を進めてまいりたいと思います。

さて、本定例会では、令和4年度の川西町一般会計決算をはじめ7件の決算認定、令和5年度の一般会計補正予算など5件の予算案、さらに条例改正案4件と人事関係案件2件などを上程いたしております。何とぞ、慎重ご審議の上、ご議決、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、私の開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（弓仲利博議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、福山 臣尾議員、7番、堀 格 議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より22日までの15日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（弓仲利博議員） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より22日までの15日間に決定いたしました。

日程第3、諸報告に入ります。報告第5号及び第6号、専決処分の報告について報告いただきたいと思いますと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（弓仲利博議員） 異議なしと認め、報告願います。町長。

（町長 小澤晃広 登壇 報告）

●町長（小澤晃広） ご報告いたします。

まず、報告第5号、専決処分の報告について、であります。

これは、川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に関するものでありまして、子ども家庭庁設置法及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例中の文言を改正する必要が生じたことから、議会の委任に基づき、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

なお、施行は公布の日からとしております。

次の報告第6号、専決処分の報告についてであります。これは、川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正に関するものでありまして、これも子ども家庭庁設置法及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条文中の引用条項及び文言改正を行う必要が生じたことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

施行は、同様に公布の日からであります。報告は以上です。

○議長（弓仲利博議員） 町長の報告が終わりました。

続きまして、報告第7号、健全化判断比率の報告について、報告第8号、川西町資金不足比率の報告について及び報告第9号、川西町土地開発公社の経営状況等の報告については、お手元に配付いたしておりますので、ご清覧おき、お願いたします。

次に報告第10号、定期監査報告については、令和5年6月から令和5年8月期

までの例月出納検査の結果報告が提出されております。その報告を西田監査委員に求めます。西田監査委員。

(監査委員 西田亜希子 登壇 報告)

▼監査委員(西田亜希子) 令和5年6月から令和5年8月期に実施いたしました例月監査の結果をご報告申し上げます。堀監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第24条の2第1項の規定により、令和5年度の川西町一般会計及び特別会計並びに企業会計の出納および予算の執行状況につきまして岡田会計管理者並びに中川事業課長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿および証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納保管などについては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

令和5年9月8日 監査委員 西田亜希子。

○議長(弓仲利博議員) 以上で、諸報告が終わりました。

これより議事に入ります。日程第4、認定第1号、令和4年度川西町一般会計決算についてより、日程第21、同意第5号、川西町教育委員会委員の任命についてまでの各案件につきましては、既に招集通知とともに配布しておりますので、関係上、各位におかれましては、熟読なっておりますので、この際、各案件の朗読を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(弓仲利博議員) 異議なしと認めます。よって、各案件の朗読を省略することにいたします。

お諮りいたします。

日程第4、認定第1号、令和4年度川西町一般会計決算について、日程第5、認定第2号、令和4年度川西町国民健康保険特別会計決算について、日程第6、認定第3号、令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計決算について、日程第7、認定第4号、令和4年度川西町介護保険事業勘定特別会計決算について、日程第8、認定第5号、令和4年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計決算について、及び日程第9、認定第6号、令和4年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算についてまでの認定案6件を一括議題といたします。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(弓仲利博議員) 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までを一括議題とすることに決定いたしました。提出者の説明を求めます。町長。

(町長 小澤晃広 登壇 説明)

●町長(小澤晃広) それではご説明いたします。

認定第1号、令和4年度川西町一般会計決算についてより、認定第6号令和4年度川西町住宅新築資金貸付事業特別会計決算についてまで、公営企業会計を除く5つの特別会計の決算について地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の

認定を求めるものであります。

まず、町財政の大宗を占める一般会計でございます。

令和4年度川西町歳入歳出決算書の2ページをご覧ください。

歳入総額53億2446万2232円に対し、歳出総額49億2936万2604円となり、歳入歳出差引額は3億9509万9628円であり、このうち、翌年度へ繰り越すべき財源4716万6000円を控除した実質の収支額は3億4793万3628円となったところです。

以下、一般会計決算の詳細及び特別会計決算につきましては、会計管理者からご説明いたします。

○議長（弓仲利博議員） 会計管理者。

（会計管理者 岡田充浩 登壇 説明）

◆会計管理者（岡田充浩） それでは、認定第1号、令和4年度川西町一般会計決算について、まず、歳入より説明いたします。決算書の3ページをお願いいたします。第1款、町税予算現額11億912万5000円に対しまして、収入済額は11億4898万3119円であります。第2款、地方譲与税、予算現額、2648万円に対しまして、収入済額は2654万3000円であります。第3款、利子割交付金、予算現額170万円に対しまして、収入済額、48万9000円あります。第4款、配当割交付金予算現額、770万円に対しまして、収入済額は1036万6000円あります。第5款、株式等譲渡所得割交付金予算現額、820万円に対しまして、収入済額は723万8000円あります。第6款、法人事業税交付金予算現額、1232万7000円に対しまして、収入済額、1604万4000円あります。

4ページをお願いいたします。第7款、地方消費税交付金予算現額、1億5950万円に対しまして、収入済額、1億8401万円あります。第8款、環境性能割交付金予算現額、257万3000円に対しまして、収入済額、378万2000円あります。

第9款、地方特例交付金予算現額、999万7000円に対しまして、収入済額、1043万円あります。第10款、地方交付税予算現額、16億2117万4000円に対しまして、収入済額、17億9712万2000円あります。第11款、交通安全対策特別交付金予算現額、72万円に対しまして、収入済額、51万3000円あります。第12款、分担金及び負担金予算現額、5259万1000円に対しまして、収入済額、4625万4430円あります。第13款、使用料及び手数料、予算現額、6128万円に対しまして、収入済額、5759万3840円あります。

5ページに移っていただきまして、第14款、国庫支出金、予算現額、8億9623万8000円に対しまして、収入済額8億1951万3005円あります。

第15款、県支出金予算現額、3億1157万6000円に対しまして収入済額、2億8710万6698円あります。第16款、財産収入予算現額4642万6000円に対しまして、収入済額、5139万130円あります。第17款、寄附金、予算現額2520万円に対しまして、収入済額、1994万1000円であ

ります。第18款、繰入金、予算現額、4億2882万3000円に対しまして、収入済額、2億3438万7000円であります。

6ページをお願いいたします。第19款、繰越金、予算現額、3億4949万1000円に対しまして、収入済額、3億4949万1912円であります。

第20款、諸収入、予算現額、3468万3000円に対しまして、収入済額、5565万5098円であります。第21款、町債、予算現額、3億650万9000円に対しまして、収入済額、1億9760万9000円あります。以上、収入合計予算現額、54億7231万3000円に対しまして、調定額、53億5681万2162円、収入済額、53億2446万2232円で、不納欠損額は69万6170円、収入未済額は3165万3760円でございます。

次に、歳出についてでございます。各款ごとに説明いたします。7ページをお願いいたします。

第1款、議会費、予算現額、8245万9000円に対しまして、支出済額、7988万4527円あります。第2款、総務費予算現額、10億3830万7000円に対しまして、支出済額、9億6765万9870円で翌年度繰越額は615万円あります。第3款、民生費、予算現額、16億2980万2000円に対しまして、支出済額、14億5571万4917円で、翌年度繰越額は、2058万1000円あります。第4款、衛生費、予算現額3億9843万6000円に対しまして、支出済額3億3770万9442円で、翌年度繰越額は2092万5000円あります。

8ページをお願いいたします。第5款、農商工業費、予算現額、4012万8000円に対しまして、支出済額3387万9453円あります。第6款、土木費、予算現額、8億2424万5000円に対しまして、支出済額、6億8049万6998円で、翌年度繰越額は7826万円あります。第7款、消防費、予算現額、1億9834万9000円に対しまして、支出済額、1億7991万9855円で翌年度繰越額は、1098万9000円あります。

第8款、教育費、予算現額、5億8644万3000円に対しまして、支出済額、5億2962万5781円で、翌年度繰越額は、494万4000円あります。

9ページをお願いいたします。第9款、公債費、予算現額、6億1136万6000円に対しまして、支出済額、6億1110万3008円あります。

第10款、諸支出金、予算現額、5336万9000円に対しまして、支出済額、5336万8753円あります。第11款、予備費、予算現額、940万9000円、支出済額は、0円ありますが、総務費へ、41万1000円、民生費に18万円を充用しております。以上、歳出合計、予算現額54億7231万3000円に対しまして、支出済額49億2936万2604円でありまして、歳入歳出差引残額3億9509万9628円を翌年度へ繰り越しいたしました。

次に財産に関する調書についてでございます。128ページをお願いいたします。

なお、ここでは、決算年度中にありました、主な増減の物件のみを報告させてい

たきます。1、公有財産(1)土地および建物につきましては、学童保育所の土地として488平方メートルの増となります。

次のページをお願いいたします。(2)有価証券につきましては、増減はございません。(3)出資による権利につきましては、磯城郡水道企業団への出資で460万円の増となっております。

次に130ページをお願いいたします。2、物品につきましては、パーソナルコンピュータは5台、液晶テレビ1台及び軽自動車3台がそれぞれ増となりまして、普通自動車が1台減となっております。次のページ3、基金につきましては各基金の上

段に3月31日現在の額を下段に出納整理期間中の増減を含めた額を表示しております。ここでは、上段の3月31日現在の各基金の増減について1円単位で説明させていただきます。財政調整基金、利息4万9184円の増、減債基金積み立て5999万7000円及び利息19万2872円の増、あわせて合計6018万9872円の増、地域福祉基金利息1万8410円の増、地域づくり振興基金利息1万5320円の増、国民健康保険財政調整基金利息6550円の増、自治振興基金取り崩し、167万8000円の減、利息8370円の増、差し引き166万9630円の減、介護給付費準備基金取り崩し、93万1756円の減、利息6605円の増、差し引き92万5151円の減、環境整備基金取り崩し、1319万8000円の減、利息5023円の増、差し引き1319万2977円の減、川西町ふるさと応援基金取り崩し、494万円の減、積立1068万9000円及び利息795円の増、差し引き574万9795円の増、川西町まちづくり基金取り崩し、1億1800万円の減、積立2億円及び利息4万2752円の増、差し引き8204万2752円の増、森林環境譲与税基金取り崩し、93万5000円の減、積立128万8000円及び利息21円の増、差し引き35万3021円の増、住宅新築資金等運用基金、令和4年度より新たに設置いたしまして、3月31日現在では、0円、出納閉鎖期間中に687万3921円を積み立てております。

次に132ページをお願いいたします。土地開発基金利息4万9847円の増でございました。総額は、取り崩し1億3968万2756円で、利息を含む積み立て2億7237万49円によりまして、差し引き1億3268万7293万円増の44億7880万4507円となります。この内訳といたしましては、現金40億3378万6507円、貸付金3億9647万円、有価証券4854万8000円となります。以上で財産に関する調書の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第2号、令和4年度川西町国民健康保険特別会計決算についてでございます。134ページ、実質収支に関する調書をお開きください。国民健康保険特別会計の歳入総額は、11億420万2960円、歳出総額は、10億8551万2620円でありまして、歳入歳出差引額1869万340円が実質収支でございます。

次に、歳入の決算額でございます。各款ごとに申し上げます。次の135ページをお願いいたします。

第1款、国民健康保険税、予算現額、1億7246万5000円に対しまして、

収入済額、1億7554万7871円であります。第2款、使用料および手数料、予算現額4万円に対しまして、収入済額4万2500円でございます。

第3款、県支出金、予算現額、8億6888万円に対しまして、収入済額、8億1840万6201円であります。第4款、連合会支出金、予算現額、44万6000円に対しまして、収入済額、43万2574円であります。第5款、財産収入、予算現額7000円に対しまして、収入済額6550円であります。第6款、繰入金、予算現額、9601万7000円に対しまして、収入済額、8506万6049円あります。第7款、繰越金、予算現額、1334万5000円に対しまして、収入済額2153万8501円あります。第8款、諸収入、予算現額、29万1000円に対しまして、収入済額316万2714円でございます。

次に136ページをお願いいたします。以上、歳入合計予算現額、11億5149万1000円に対しまして、調定額、11億911万475円、収入済額、11億420万2960円で、不納欠損額125万6033円、収入未済額365万1482円あります。

次に、歳出の決算額でございます。同じく款ごとに説明させていただきます。

137ページをお願いいたします。第1款、総務費、予算現額、3085万3000円に対しまして、支出済額、2524万7356円あります。第2款、保険給付費、予算現額、8億1806万円に対しまして、支出済額、7億7053万4526円あります。第3款、国民健康保険事業費納付金、予算現額、2億8454万3000円に対しまして、支出済額、2億8416万3282円あります。

第4款、共同事業拠出金、予算現額、1000円に対しまして、支出済額は13円でございます。

138ページをお願いいたします。第5款、保険事業費、予算現額、815万7000円に対しまして、支出済額515万8093円あります。第6款、基金積立金、予算現額、7000円に対しまして、支出済額6550円あります。第7款、諸支出金、予算現額、86万6000円に対しまして、支出済額40万2800円あります。第8款、予備費、予算現額、900万4000円で、支出済額は0円ですが、第2款、保険給付費へ6万2000円、第5款、保健事業費へ93万4000円、合計99万6000円を充用しております。

以上、歳出合計、予算現額11億5149万1000円に対しまして、支出済額、10億8551万2620円ありまして、歳入歳出差引残額1869万340円を翌年度へ繰り越いたしました。以上で国民健康保険特別会計を終わらせていただきます。

続きまして、認定第3号、令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計決算について、でございます。155ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。後期高齢者医療特別会計の歳入総額、1億8235万2538円、歳出総額、1億8225万3338円あります。歳入歳出差引額、9万9200円が実質収支でございます。次に、歳入の決算額でございます。

156ページをお願いいたします。第1款、後期高齢者医療保険料、予算現額、1億4390万円に対しまして、収入済額、1億3466万3243円あります。

第2款、使用料及び手数料、予算現額、1万6000円に対しまして、収入済額、3600円であります。第3款、繰入金、予算現額、4419万6000円に対しまして、収入済額、4295万2617円であります。第4款、繰越金、予算現額1万円に対しまして、収入済額12万8900円でございます。第5款、諸収入、予算現額508万5000円に対しまして、収入済額、460万4178円あります。以上、歳入合計、予算現額、1億9320万7000円に対しまして、調定額、1億8235万2538円、収入済額も同額の1億8235万2538円でありまして、不納欠損額および収入未済額はともに0円でございます。

次に、歳出の決算額でございます。157ページをお願いいたします。第1款、総務費、予算現額、954万円に対しまして、支出済額864万7186円でございます。第2款、後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額、1億7893万円に対しまして、支出済額、1億6998万9074円あります。第3款、保健事業費、予算現額、403万7000円に対しまして、支出済額、352万878円あります。第4款、諸支出金予算現額20万5000円に対しまして、支出済額、9万6200円あります。第5款、予備費、予算現額、49万5000円、支出済額は0円でございますが、第3款、保健事業費へ、5000円を充用しております。以上、歳出合計、予算現額1億9320万7000円に対しまして、支出済額、1億8225万3338円でありまして、歳入歳出差引額9万9200円を翌年度へ繰り越しいたしました。

以上で、後期高齢者医療特別会計を終わらせていただきます。

次に認定第4号、令和4年度川西町介護保険事業勘定特別会計決算についてでございます。165ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。

介護保険事業勘定特別会計の歳入総額、9億6822万7343円で、歳出総額9億3280万5063円でありまして、歳入歳出差引額、3542万2280円となりまして、このうち翌年度へ繰り越すべき財源313万5000円を控除した、3228万7280円が実質収支であります。

次に、歳入の決算額でございます。166ページをお願いいたします。第1款、保険料、予算現額、1億8672万9000円に対しまして、収入済額、1億8729万2000円あります。第2款、分担金及び負担金、予算現額、1000円に対しまして収入はございませんでした。第3款、使用料及び手数料、予算現額、1万円に対しまして、収入済額5500円あります。第4款、国庫支出金、予算現額、2億1784万円に対しまして、収入済額、2億1866万4547円あります。第5款、支払基金交付金、予算現額、2億4592万8000円に対しまして、収入済額2億2928万7000円あります。第6款、県支出金、予算現額、1億3953万4000円に対しまして、収入済額、1億3646万6926円あります。第7款、財産収入、予算現額、6000円に対しまして、収入済額は、6605円あります。

167ページをお願いいたします。第8款、繰入金、予算現額、1億9769万9000円に対しまして、収入済額、1億6990万2537円あります。第9款、繰越金、予算現額、2639万3000円に対しまして、収入済額、2639

万2828円であります。第10款、諸収入、予算現額、1万円に対しまして、収入済額21万1200円であります。以上、歳入合計予算現額、10億1415万円に対しまして、調定額、9億6822万7343円、収入済額、9億6822万7343円で、不納欠損額及び収入未済額は0円であります。

次に歳出の決算額でございます。168ページをお願いいたします。第1款、総務費、予算現額、4764万2000円に対しまして、支出済額、4183万645円あります。第2款、保険給付費、予算現額8億7150万6000円に対しまして、支出済額、8億393万1861円あります。第3款、地域支援事業費、予算現額、6837万6000円に対しまして、支出済額、6064万6924円あります。169ページをお願いいたします。第4款、基金積立金、予算現額、7000円に対しまして、支出済額、6605円あります。第5款、諸支出金、予算現額、2651万9000円に対しまして、支出済額、2638万9028円あります。第6款、予備費、予算現額10万円でありまして、他の科目への充用はございませんでした。以上、歳出合計予算現額、10億1415万円に対しまして、支出済額は9億3280万5063円でありまして、歳入歳出差し引き、3542万2280円を翌年度へ繰り越いたしました。以上で介護保険事業勘定特別会計を終わります。

次に、認定第5号、令和4年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計決算についてでございます。190ページの実質収支に関する調書をお開きください。

介護保険介護サービス事業勘定特別会計の歳入総額は、743万8632円。歳出総額671万9973円で、歳入歳出差引額71万8659円が実質収支でございます。次に歳入の決算額でございます。191ページをお願いいたします。

第1款、サービス収入、予算現額、701万4000円に対しまして、収入済額、743万8632円あります。第2款、繰入金、予算現額、61万3000円に対しまして、収入済額はございませんでした。以上、歳入合計予算現額、762万7000円に対しまして、調定額743万8632円、収入済額743万8632円で、不納欠損額及び収入未済額はございませんでした。

次に歳出の決算額でございます。192ページをお願いいたします。第1款、サービス事業費、予算現額283万3000円に対しまして、支出済額264万8895円あります。第2款、諸支出金、予算現額、476万4000円に対しまして、支出済額、407万1078円あります。第3款、予備費、予算現額、3万円で、他の科目への充用はございませんでした。以上、歳出合計予算現額、762万7000円に対しまして、支出済額、671万9973円であり、歳入歳出差し引き71万8659円を翌年度へ繰り越いたしました。

以上で介護保険介護サービス事業勘定特別会計を終わらせていただきます。

次に、認定第6号、令和4年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算についてでございます。197ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入総額歳出総額ともに同額の959万6128円でありまして、歳入歳出差引額、実質収支については0円あります。

次に、歳入の決算額でございます。198ページをお願いいたします。

第1款、県支出金、予算現額、516万9000円に対しまして、収入済額516万9000円であります。第2款、諸収入、予算現額、535万7000円に対しまして、収入済額275万9128円であります。第3款、繰入金、予算現額、166万8000円に対しまして、収入済額、166万8000円であります。以上、歳入合計予算現額、1219万4000円に対しまして、調定額9747万8178円、収入済額、959万6128円、不納欠損額、666万7232円、収入未済額は8121万4818円であります。

次に歳出の決算額でございます。199ページをお願いいたします。第1款、土木費、予算現額、969万9000円に対しまして、支出済額、710万1647円あります。第2款、前年度繰上充用金、予算現額、249万5000円に対しまして、支出済額、249万4481円あります。以上、歳出合計、予算現額、1219万4000円に対しまして、支出済額959万6128円でありまして、歳入歳出差引額は0円あります。以上で住宅新築資金等貸付事業特別会計を終わらせていただきます。

以上、簡単ではございますが、令和4年度川西町一般会計及び特別会計の決算について説明を申し上げましたが、細部につきましては、各会計の決算事項別明細書によりまして、ご審議の上、認定賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（弓仲利博議員） 説明が終わりました。

この決算につきましては、過日、会計監査が行われ、その結果報告が提出されております。西田監査委員にその報告を求めます。西田監査委員。

（監査委員 西田亜希子 登壇 報告）

▼監査委員（西田亜希子） 令和4年度川西町一般会計及び特別会計の決算審査の結果をご報告申し上げます。去る7月26日に堀監査委員から地方自治法第233条第2項の規定により岡田会計管理者に必要な調書の提出を求め、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計の予算の執行状況並びに現金の出納保管、資金の運用などにつきましては、地方自治法並びに関係法令に抵触するところもなく適正に行われているものと認めましたので、ご報告申し上げます。

令和5年9月8日、監査委員 西田亜希子

○議長（弓仲利博議員） 次に、日程第10、認定第7号、令和4年度川西町下水道事業会計決算についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

（町長 小澤晃広 登壇 報告）

●町長（小澤晃広） それでは、ご説明いたします。認定第7号、令和4年度川西町下水道事業会計決算について、であります。これは、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき議会の認定を求めたものであります。

令和4年度の事業収支の状況であります。決算書5ページから6ページに記載のとおり、下水道事業収益は、消費税・地方消費税抜きで、2億2003万8408円これに対する下水道事業費用は、2億2696万5269円で、収支差引である当年度純損失は11ページの損益計算書の右下部分に記載しておりますとおり、

692万6861円となりました。資本的収支、その他決算の詳細については、下水道事業 事業課長からご説明いたします。

○議長（弓仲利博議員） 下水道事業 事業課長。

（下水道事業 事業課長 中川辰也 登壇 説明）

■下水道事業 事業課長（中川辰也） 認定第7号、令和4年度川西町下水道事業会計決算について説明させていただきます。下水道事業会計決算書をお願いいたします。まず、業務の決算概要について申し上げます。決算書の4ページをお願いいたします。

3、業務（1）業務量をご覧ください。処理区域内人口は8181人、前年度より130人の減となり、普及率99.7%、水洗化率97.4%と前年度同様となっております。今後も高い普及率の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、財務の決算状況について申し上げます。9ページをお願いいたします。営業面の会計であります、収益的収入及び支出の収支でございます。収入としまして、第1款、下水道事業収益、予算額、2億3907万9000円に対し、決算額は、2億3033万8250円の収入でございます。

次に、支出としましては、第1款、下水道事業費用、予算額合計、2億3417万5000円に対し、決算額は2億3297万36円の支出となり、損益は263万1786円の純損失となっております。

次に10ページをお願いいたします。主に建設改良費及び企業債に関する会計であります。資本的収入及び支出会計の決算状況でございます。収入としまして、第1款、資本的収入予算額、3億1783万3000円に対し、決算額、3億1638万2000円の収入でございます。

次に支出としまして、第1款、資本的支出、予算額合計3億1786万6000円に対し、決算額3億1134万4005円の支出となっております。以上が川西町下水道事業会計決算の概況でございます。慎重審議の上、適切なる、ご決定をいただきますよう、申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（弓仲利博議員） 説明が終わりました。

この決算案につきましては、過日、会計監査が行われ、その結果報告が提出されております。西田監査委員にその報告を求めます。西田監査委員。

（監査委員 西田亜希子 登壇 説明）

▼監査委員（西田亜希子） 令和4年度川西町下水道事業会計の決算審査の結果をご報告申し上げます。去る7月26日に堀監査委員から地方公営企業法第30条第2項の規定により、中川事業課長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、その内容について厳正なる審査を実施いたしました結果、予算の執行状況並びに現金の出納保管、資金の運用などにつきましては、地方公営企業法をはじめとする関係法令に抵触するところもなく、適正に行われているものと認めましたのでご報告申し上げます。

令和5年9月8日 監査委員 西田亜希子

○議長（弓仲利博議員） 監査報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま上程になりました認定第1号から第7号までの認定

案は、11人の委員で構成する、決算審査特別委員会を設置して、これに付託し、休会中に、ご審査を願うことにいたします。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(弓仲利博議員) 異議なしと認めます。よって、本件は、決算審査特別委員会へ付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会の委員の選任については、川西町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長より指名することにいたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(弓仲利博議員) 異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。決算審査特別委員会の委員に 1番 松波 芳子 議員。

2番 齋藤 麻由 議員。

3番 安達 憲太郎 議員。

4番 阪本 学 議員。

5番 弓仲 利博

6番 福山 臣尾 議員。

8番 安井 知子 議員。

9番 伊藤 彰夫 議員。

10番 石田 三郎 議員。

11番 寺澤 秀和 議員。

12番 芝 和也議員。

以上11名にお願いすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(弓仲利博議員) 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。しばらく休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時05分 再開

○議長(弓仲利博議員) それでは再開します。先ほど、決算特別委員会を設置いたしました。本特別委員会の正副委員長は、川西町議会委員会条例第8条第2項の規定により、本特別委員会によっておいて、互選することに。規定されておりますので、互選されました正副委員長の指名を、ご報告いたします。

決算審査特別委員長 阪本 学 議員、同副委員長 伊藤 彰夫議員、以上のとおりであります。

○議長(弓仲利博議員) お諮りいたします。

日程第11、議案第33号、令和5年度川西町一般会計補正予算について、日程第12、議案第34号、令和5年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、日程第13、議案第35号、令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について、日程第14、議案第36号、令和5年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、日程第15、議案第37号、令和5年度川西町介護保険サービス事業勘定特別会計補正予算について、日程第16、議案第38号、川西町子ども医療費助成条例の一部改正について、日程第17、議案第39号、川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第18、議案第40号、川西町都市公園条例の一部改正について、日程第19、議案第41号、川西町企業立地促進条例の全部改正についてまでの9議案を一括議題といたします。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(弓仲利博議員) 異議なしと認めます。よって、議案第33号から議案第41号までを一括議題とすることに決定いたしました。

提出者の説明を求めます。町長。

(町長 小澤晃広 登壇 説明)

●町長(小澤晃広) それでは、まず、議案第33号、令和5年度川西町一般会計補正予算についてご説明いたします。

9月議会で提案させていただくのは、歳入歳出予算ではコロナ対策関連として、新型コロナウイルスワクチンの秋冬接種に係る追加経費、国の標準仕様に準拠した障害福祉システムへの移行準備委託費、東城地区整備事業の道路ルート変更に伴う測量設計委託費、ぬくもりの郷の設備修繕や空調設備更新に係る追加経費、その他人事異動等に伴う人件費調整などでありまして、歳入歳出それぞれに2581万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額56億399万9000円とするものであります。

また、地方債補正として、地域活性化事業債及び臨時財政対策債の発行限度額を増減し、その限度額総額を1344万4000円増額して3億3517万1000円といたします。

歳入歳出予算の補正内容をかいつまんでご説明いたします。

まず、歳出ですが、予算書11ページ、第2款、総務費のうち、企画費では、高齢者の外出支援公共交通利用困難者の移動補助手段として有効な電動車いすの利用支援金として30万円を計上しております。

また、第3款、民生費のうち、13ページの社会福祉総務費では、国の標準仕様に準拠した障害福祉システムへの移行に向けたデータ抽出や、準備作業経費として837万1000円を、同じく老人福祉費では、介護サービス事業所の光熱費等高騰対策一時支援金として37万2000円を、14ページのぬくもりの郷管理費では、空調設備更新工事に係る追加経費や定期点検により必要とされた消防設備の更新修繕経費として343万円を、さらに15ページの放課後児童対策費では、学童保育所増築に係る登記事務建築確認申請事務等の経費の他、学校給食のない日に学童保育利用児童に対して行う、昼食提供事業費96万4000円を計上しています。

また、16ページ、第4款、衛生費のうち、予防費では、新型コロナワクチンの秋冬の集団接種に係る諸経費として1243万8000円を計上しています。

19ページ、第6款、土木費のうち、都市計画総務費では、東城地区南工区のルート変更に係る用地測量、詳細設計業務委託費として1441万円を、同じく都市公園費では、遊具と定期点検業務委託に係る追加経費として22万6000円を計上しています。

一方、第8款、教育費のうち、20ページの事務局費では、特定建築物定期調査業務費として25万3000円を、また21ページの学校管理費では、国の指定を受けて、GIGAスクール端末の優れた活用や実践事例を発信するリーディングDXスクール事業の受託経費として26万8000円を計上しているところです。

一方、これに対する歳入ですが、8ページから9ページに記載しておりますとおり、分担金及び負担金、各種国庫支出金、繰越金などの他、町債を追加計上しているところです。

川西町一般会計補正予算のご説明は以上であります。

次に、議案第34号、令和5年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてであります。

歳入歳出にそれぞれ354万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億5665万8000円とするものであります。歳出補正予算の主なものは、令和6年1月から始まる出産前後に係る国保税の一部免除措置に対応した国民健康保険システムの改修費などでありまして、これに対する歳入としては、県支出金及び繰入金を見込んでおります。

次の議案第35号、令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算ですが、歳入歳出それぞれ178万2000円を減じ、歳入歳出予算の総額を1億8654万8000円とするもので、これは人事異動に係る人件費の減額によるものであります。

議案第36号、令和5年度川西町介護保険事業特別介護保険事業勘定特別会計補正予算についてであります。歳入歳出それぞれ3949万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億9358万8000円とするもので、歳出補正予算の主なものは、介護給付費の国県支出金への返還金及び人員増に伴う人件費増によるものであります。

また、これに対する歳入としては、繰越金及び繰入金などを見込んでいるところです。

次の議案第37号、令和5年度川西町介護保険介護サービス事業特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、2ページに示しておりますとおり、繰越金の増額と同額の繰入金の減額する財源更正を行うこととしております。

これは、議会の議決科目である款項の額に異動が生じることから、補正予算として上程させていただいたものであります。以上が決算の認定7件、補正予算の議案5件であります。引き続き、条例関係の議案4件の説明をさせていただきます。

まず、議案第38号、川西町子ども医療費助成条例の一部改正についてでありま

す。子ども医療費の対象年齢の拡大に関しましては、昨年12月定例会に既に条例改正の議決をいただいておりますが、今般、県より参考条例案が示され、助成要件の明確化や用語の整理がなされたことから、これに準じ、条文の改正を行うものがあります。

なお、施行は公布の日から、適用は令和5年8月1日からとしております。

次の議案第39号、川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。これは、本年5月子ども家庭庁の局長通知により、放課後児童支援員とみなす者の基準が緩和されたことから、これに準じて、本条例の附則を改正するものであります。

施行期日は公布の日からとしております。

次の議案第40号、川西町都市公園条例の一部改正についてであります。これは、結崎駅前公園の整備完了及び供用開始に伴い、新たにその利用に係る使用料を、利用の方法、曜日、時間帯ごとに区分して定め、別表として新たに規定したものであります。

なお、施行期日は10月1日、施行前の申請許可分については従前の例によるものとする経過措置を設けているところです。

最後に、議案第41号、川西町企業立地促進条例の全部改正についてであります。

これは、従前の企業立地促進条例の考え方を引き継ぎつつ、用語の定義の明確化、暴力団排除規定の追加、雇用奨励金の対象となる常時勤務従業員の範囲拡大、立入検査等の規定の追加など、全般的な見直し・整備を行うため、条例の全部を改正するものであります。

なお、施行期日は公布の日から、施行前の申請に係る奨励措置については、従前の例によるものとする経過措置を設けているところです。

以上が議案33号から議案41号までの説明となります。何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長（弓仲利博議員） 説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま説明があった議案第33号から議案第41号は、それぞれ所管の常任委員会へ付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（弓仲利博議員） 異議なしと認めます。よって、議案第33号から議案第41号は、厚生文教委員会、総務建設経済委員会へ付託することに決定いたしました。

なお、各委員会の開催は通告のとおりですので、お願いいたします。

日程第20、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

（町長 小澤晃広 登壇 説明）

●町長（小澤晃広） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてですが、これは現人権擁護委員の薦田 義治氏が本年12月末日で任期満了となりますが、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条

第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は3年間であります。

何とぞ、賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（弓仲利博議員） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております諮問第1号につきましては「異議がない」と答申したいと思っております。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（弓仲利博議員） 異議なしと認めます。よって「異議がない」と答申することに決定いたしました。

日程第21、同意第5号、川西町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

（町長 小澤晃広 登壇 説明）

●町長（小澤晃広） ご説明いたします。

現教育委員会委員の瀬川 幸子氏は、本年9月30日で任期満了となりますが、引き続き、同氏を教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は10月1日から4年間であります。

何とぞ、ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（弓仲利博議員） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（弓仲利博議員） 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（弓仲利博議員） 討論がないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

同意第5号、川西町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は挙手により行います。

川西町教育委員会委員に瀬川 幸子氏を任命することに同意の議員は挙手願います。

（挙手する者あり）

○議長（弓仲利博議員） 賛成全員であります。よって、同意第5号は原案どおり同意することに決定いたしました。

ただいま、任命いただきました教育委員会委員の瀬川幸子氏は、あいにく所用に

より欠席でございます。

○議長（弓仲利博議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。  
お諮りいたします。

各議案の調査、委員会審査のためなどによって、明日9月9日から9月11日及び9月13日から9月21日までの12日間を休会としたいと思います。  
ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（弓仲利博議員） 異議なしと認めます。よって9月9日から11日及び9月13日から21日までの12日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、9月12日午前9時より一般質問のため、再開いたします。

また、本日、決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託されました認定案及び議案は9月20日の本会議において、委員長の報告を求めることにいたします。

本日の会議はこれをもって散会いたします。

ありがとうございました。

（午前11時27分 散会）

## 令和5年川西町議会第3回定例会会議録（再開）

召集年月日	令和5年9月12日
召集の場所	川西町役場議場
開 会	令和5年9月12日 午前9時00分 宣告
出席議員	1番 松波 芳子      2番 齋藤 麻由      3番 安達 憲太郎 4番 阪本 学      5番 弓仲 利博      6番 福山 臣尾 7番 堀 格      8番 安井 知子      9番 伊藤 彰夫 10番 石田 三郎      11番 寺澤 秀和      12番 芝 和也
欠席議員	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 小澤 晃広      副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和      総務特別参事 江畑 幸男 行政改革統括理事 石田 知孝      まちマネジメント担当理事 山口 尚亮 まちづくり推進担当理事 乾井 宏純      住民保険担当理事 大西 成弘 総務課長 西川 直明      税務課兼債権管理課長 松下 正嗣 まちづくり推進課長 喜多 勲      まちマネジメント課長 中川 辰也 デジタル推進室長 梅津 光章 長寿介護課長 栗林 美子      福祉こども課長 中森 委香 社会教育課長 浅田 裕信      教育総務課長 高場 慎太郎 会計管理者 岡田 充浩
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長心得 池原 由香里 モニター係 西村 俊哉
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した 6番 福山 臣尾 議員      7番 堀 格 議員

令和 5 年川西町議会  
第 3 回定例会会議録

( 第 2 号 )

令和 5 年 9 月 12 日

## 川西町議会第3回定例会（議事日程）

令和5年9月12日（火） 午前9時00分 再開

日 程	議案番号	件 名
第1		一般質問

(午前9時00分 再開)

○議長(弓仲利博議員) 皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、これより令和5年川西町議会第3回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は、12名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより本議会、本日の議会を開きます。

一般質問に入ります前に、申し合わせ事項について事務局長に説明させます。  
事務局長。

▼事務局長心得(池原由香里) はい、説明いたします。

一般質問の制限時間は、申し合わせにより、20分となっておりますので、よろしくお願いたします。なお、質問回数については制限はありません。以上です。

○議長(弓仲利博議員) それでは日程第1、一般質問に入ります。

それでは、質問通告順により、順次質問を許可します。

4番、阪本 学議員。

(4番議員 阪本 学議員 登壇)

◇4番議員(阪本 学議員) おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。地方自治体の本来の役割を果たすことについてということでお伺いしたいと思います。

今、地方自治は、住民の暮らしの悪化と貧困の広がり、福祉医療の危機、地域経済の疲弊、公共施設や道路、上下水道などのインフラの老朽化、防災対策の遅れなど重要な課題に直面をしています。もちろん川西町も例外ではございません。

賃金が上がらず、長期低迷が続く日本経済にコロナ禍が襲い、これに拍車をかけるように、物価高騰が相次ぎ、住民の暮らしにも、町内事業者の皆さんの営業にも深刻さが増しているところでございます。

地方自治体の一番の役割は、地方自治法が規定しております、住民福祉の増進、住民の暮らしと福祉を良くすることにあります。国によるガソリン、電気、ガスなどの物価高騰対策は部分的、一時的なものにとどまっており、焼け石に水の状況であります。物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっているときだからこそ、この役割を果たすことがとても重要であり、全力で取り組むべきであります。

町民のために、今後どのように取り組んでいかれるのか、具体的に見解をお聞きしたいと思います。

また、物価高騰の厳しい暮らしのときだからこそ、町として様々な個人の負担軽減策や、政策の後押しを行うよう、国に対して積極的な働きかけも必要だというふうに思います。あわせて、町長の御見解をお伺いいたします。

○議長(弓仲利博議員) 町長

(町長 小澤晃広 登壇)

●町長(小澤晃広) 皆様おはようございます。それでは阪本議員のご質問にお答えいたします。議員お述べのとおり、地方自治法第2条第14項において「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努める」とされ、

また、第1条の2第1項において「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的総合的に実施する役割を広く担う」とされているところです。

すなわち、地方自治の本旨である住民自治、団体自治の原則に基づいて、地方公共団体は国との適切な役割分担のもと、自主的自立的に事務を行うわけですが、各団体が抱える地域の課題、地域住民のニーズは様々であります。また、地方公共団体が担う事務は、非常に広範にわたりますので、限られた財源の中で優先順位を定めながら、具体的な施策を展開していく必要があります。議員ご指摘の「物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受けている」状況は確かだと考えております。

一方で、そのための経済的社会的支援の取組は、これも地方自治法第2条に規定されておりますとおり「当該市町村の規模及び能力に応じて」行わなければなりませんし「国との適切な役割分担」を踏まえたものでなければなりません。また、福祉の増進に努めるに際しても「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことが求められていることから、町行政としての優先度、費用対効果を踏まえた施策展開が重要であると考えます。

本町における物価高騰対策といたしましては、これまでに、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金などを利活用し、町の一般財源も投入しながら、消費喚起対策地域振興券配布事業や農業用資材価格激変緩和助成金事業、学校・保育所等の給食費の補助や食材料の質確保、また、高齢者の移動サポートチケットの配布やゴミ袋配付事業、生活困窮者生活支援物品配付事業など、様々な予算措置・支援策を、きめ細やかに講じてきたところでございます。

今後とも国の動向、経済状況等を勘案し、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。なお、国においては、今、この秋、新たな経済対策を視野にガソリン価格高騰、電気・都市ガス料金の激変緩和措置を予定されていると聞いております。

議員お述べのとおり、地域の実情に応じた対策が講じられるよう、国に対して、県町村会、全国町村会などを通じ、取組支援に関する要請・要望を行っていきたいと考えます。私からの回答は、以上です。

議長（弓仲利博議員） 阪本議員。

◇4番議員（阪本 学議員） はい。今、町長から答弁ございましたけれども、これまで、国の交付金を活用しながら、町民のために支援をされてこられたということは、私も承知をしております。ただ、まだ、今の状況を見ますとですね、これだけ、物価高騰で、いろいろ皆さんが大変なところでございますので、やはり、町として単独として、もっとしっかりと速やかに踏まえた機動的に、もっと何かやれないのかなど、いうふうに思います。地方自治体の役割、川西町役場の本来の役割ということですので、幅広いと思います。しかしながら、これまでやってこられたことはわかりますけれども、これから、まだまだ厳しい状況が続くというふうに思いますので、今以上にですね、しっかりと、施策を打っていただいてやっていただきたいというふうに思っています。

要望ということで最後に私、質問しましたけれども、もちろんそれぞれの政策・制度の拡充とかですね、財政の支援について、これまで町単独でですね、国に要望

されてきたのか。それとも町村会を通じてされてこられたのか。その辺をちょっとお聞きしたいなというように思います。

○議長（弓仲利博議員） 町長。

●町長（小澤晃広） まさに今、物価高騰が起きていまして、こういったものにどう対応するかということは、簡単な課題ではないんですけれども、激変しているということは事実だと思いますので、それを少しでもすぐに対応するっていうのも、一般の方も難しいですから、その激変に対しての緩和措置を取るっていうことが、行政等でできることなのかなというふうに考えておりますし、国の方もそういったことで考え、動いているというところをしっかりと捉えながら対策を打っていきたいと思っております。

様々な要望を町村会でありましたり、また国への要望に行っておりまして、市町村間を通じて他の市町村と連携しながら要望しておることもございますし、様々な場面で、例えば国会でありましたり、国会議員でありましたり、のところに直接行くこともありますので、そのときに生活の状況でありましたり、町の状況をお伝えしながらお話するというようなことも行っておりまして、両面で国会議員の方々であったり、省庁とのコミュニケーションは今とっているような状況になっております。

○議長（弓仲利博議員） 阪本議員。

◇4番議員（阪本 学議員） 国への要望ということでされてきているというふうにお伺いいたしましたけれども、やっぱり国の政策ですので、これ国策ということで、それでも例をあげますとですね、75歳以上の高齢者の医療費の窓口の負担が増えているとか、それから、介護利用料の負担が増えているとかっていうふうにそんなところも、大変、負担が増えている、今の状況で、大変皆さん、ご苦労されているということでございますので、もう一つはもう教育に係る施策の拡充というのもやっぱり底上げをしていかないと、いうふうに思いますので、その辺しっかりと対応していただきたいというふうに思います。

それから、私はですね、国保税に関しても、ずっと反対の立場で来ていますけれども、また来年も税金が上がるということでございますけれども、町長の口からですね、引き上げないとは言えないかもしれませんが、その辺は、私は、もうあげるべきではないと今の状況では、その辺をしっかりと町として思い切った判断、決断が必要ではないかなというふうにも思っています。

川西町役場の本来の果たすべき役割、しっかりと先ほど、言いましたけれども住民福祉の増進、住民の暮らしを支える、福祉を良くするために、しっかりと町民に還元をしていただくことをお願いしてですね、私の質問を終わります。

○議長（弓仲利博議員） 続きまして、8番 安井知子議員。

（8番議員 安井知子議員 登壇）

▽8番議員（安井知子議員） 議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

1番、消火栓のホースの点検について、川西町には125ヶ所に消火栓とホースが設置されています。約2、30年前に設置されたようです。

私が11年前に自治会長になったとき、排水溝の器具が全て盗難に遭いました。

真鍮で、そのときは1本2万5000円で、高く買えなくて、1本5000円の真鍮で代用としました。今ではもっと値上がりしていると思います。

そして、そのまま設置したままですが、今回、ホースのことで質問いたします。

ホースは折りたたんだままですが、折山は劣化して傷んでいるように思うのです。

これを一度伸ばして、いざというときに役立つのか、点検が必要ではないでしょうか。また、今までに点検されたことはあるのでしょうか。

2番、町の草刈りに関し、川西町では大和川他に3河川あるのですが、代表としての堤防の草を道の方1メートルを6月と10月に草刈りを、8月には中和土木が3メートルほどの斜面の草刈りをしてくださいませ。1平方メートルの草刈り費用は147円で、経費と合わせると380円かかります。一般1000平方メートルでは38万円かかることとなります。驚きました、本当にいいのでしょうか。それなのに、ごみはきっちり残していかれます。

論点が少し変わりますが、シンガポールと日本は世界でもごみのない有数の美しい国と言われています。サッカーワールドカップや3月のワールドベースボールでは、試合後、サポーターの皆さんがごみ拾いをし、掃除をされて、試合前より試合後の方がとても美しいそうです。その様子を世界に配信され、大きな美談となっています。

しかし、私がNPO法人サポート大和川を立ち上げ、大和川の清掃を始めてから12年、拾っても、拾っても、ごみを捨てられます。確かに最初の頃と比べると、ダンス、冷蔵庫、マット、タイヤ等、大きなものではなくなりましたが、ペットボトル、ティッシュ、缶等、平気で捨てていかれます。悔しくて悲しいのは私だけでしょうか。そこで3回の草刈りの折、草刈りした草を集めて持っていかれるとき、ごみも一緒に収集していただけると、堤防も美しくなると思います。誰がすべき、誰かがすべきことなら、皆さんの税金です。経費単価もそれなりに良い値段だと思います。草刈りした草と一緒にごみも集めていただく、これをお願いしたいと思います。無理でしょうか。3月3日の県のクリーンアップキャンペーンでは、下永自治会においても毎年、堤防を含め、ゴミ集めしていただいております。よろしくお願いします。

○議長（弓仲利博議員） 町長。

（町長 小澤晃広 登壇）

●町長（小澤晃広） それでは、安井議員の一つ目のご質問であります消火栓とホースの点検についてお答え申し上げます。安井議員のおっしゃるとおり、現在、川西町内には125ヶ所の地下式消火栓が設置されています。この125ヶ所の地下式消火栓については、磯城消防署の方が定期的に点検を実施され、点検時に不具合があれば、磯城郡水道企業団と総務課に報告をいただき、不具合箇所の修理を行っていただいております。

また、地下式消火栓の近くにホース格納庫等が設置されている箇所は町内一部の自治会の域内において十数か所あるようですが、このホース格納庫等の維持管理については、これまで各自治会で結成する自警団でされてきました。

その後、自警団を解散された自治会におかれては、自治会で維持管理を継続されておられます。ご質問として事前に通告いただいた中に、点検を消防団に頼めないかというご質問もございましたが、消防団、消防署に確認しましたところ、現在、一部自治会内に存在するホース格納庫に保管されているホースを消防団、また消防署等が持ち出して消火活動を行うことはないとの回答がございました。現在、ホース格納庫等を設置されている自治会におかれましては、自治会や自警団としてこれを活用される体制を続けていかれるようであれば、引き続き自治会自警団での維持管理を行っていただきたいと考えております。ご理解のほどよろしく願いをいたします。

続きましてのご質問、町発注の草刈り時に合わせたゴミ拾いについては、お答えいたします。まず9月のクリーンアップキャンペーン、また、3月の大和川清掃に参加をいただいております自治会、団体、企業、有志の皆様に対しまして、ご協力をいただいておりますこと、心より厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

毎年行う堤防の草刈りは6月と10月に道路の維持管理として町が行い、8月は堤防管理として県が行っており、一級河川で町が管理している堤防道路の草刈りに関しては、合計年3回の実施となっております。県発注の堤防管理では、以前から除草作業の積算に、塵芥作業すなわちゴミを拾い処理する作業が含まれており、枯れ草処理とは別に、可燃ゴミで平米当たり約0.0038キログラム、不燃ゴミで平米当たり約0.0002キログラムを見込んで行われておりますが、議員お述べのとおり、通行車両のごみのポイ捨てや河川敷への不法投棄が減少しない状況にございます。

一方、町の行う除草作業については、道路の維持管理の一環として行うもので、車道に越境する雑草について除去することを目的としていることから、堤防に投棄されたものについては、道路の障害物とは見なさず、これまでごみ処理を実施してこなかったところでございます。

しかし、一部の心無い人によって、投棄されたごみは、美観を損ねるだけでなく、時に水質汚染や土壌汚染など、私達の生活環境や自然環境に重大な影響を及ぼしかねません。ただ、議員お述べのように、草刈り業務を発注させていただいている事業者には、その契約金額の中で、ごみの収集・処分を依頼することは「公共工事の品質確保の促進に関する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の規定があり、できないとされております。

従いまして、美しい川西町の環境維持・保全の観点から、本町の堤防道路敷きのごみについて、必要な場所、時期などを勘案し、草刈りに当たっていただいている事業者にごみを集め、処分いただくことも発注することを検討したいと考えます。私からの回答は以上です。

○議長（弓仲利博議員） 安井 知子議員。

▽8番議員（安井知子議員） 今まで1番に関して大きな火事はなかったものですが、ホースのことを気にかけていませんでした。で、消防団の方から山傷痛んでいるのと違うかと言われて、私もどうしようもなく、この問題を提起したわけです。自治会がそれを点検するとなりますと、自治会の能力として、あのホースを全部開

けて大変なことなんです。だから、もう一度自警団や自治会にと言わず、行政が主になってしていただけるように、お願いしたいと思います。5年にいっぺんでも、10年にいっぺんでもいいじゃないですか。

2番に関してごみの件、言い尽くせない案件がいっぱいあります。で、私がいうのは、ごみを、そこらのごみをひらって、というんじゃなくて、もう一緒に混ざっているんだから、草に混ざっているんだから、それを一緒に持っていく。無理な話じゃないと思うんですよ。それをそのまま置いてある。そして、私は、NPO法人サポート大和川を立てまして、ごみを拾っています。このあいだもクリーンアップキャンペーンでも、36人の人が協力してくれて、25袋のゴミが収集できました。

もし、私も、年ですから、死んでしまえば、あとは誰かがしないと駄目です。ごみ、すごく汚いですよ。実際にその中に入ったらわかると思うんです。だから、町長さんがおっしゃってくださいました。時期を変えて1年にいっぺんでも、業者に依頼してあげてあげようという言葉は、大変嬉しかったです。どうかよろしく願います。終わります。

○議長（弓仲利博議員）町長。

●町長（小澤晃広） 安井知子議員からいただきました、今のご質問に少しお答えさせていただきたいと思います。まず、ホースのことについてなんですけれども、かつては多くの自治会に自警団でありましたという形で組織していただいております、それで組織、いざというとき火事のときに備えていただいている体制が広がっていたという状況でした。その中、消防署のシステムでありましたり、消防団というものの組織が進むようになりまして、今では、一部にのみ自警団が残っているような状況になっております。町としましては消防署としっかりと連携していくことでありまして、今、二つの分団があっただけでおります消防団によって、きちんと町全体の消火活動が行えるように備えていくという方向で、しっかりと備えていきたいと思っております、自警団につきましては、一部の自治会におかれましては今でもきちんと組織をされて点検や備えをさせていただいている自治会もございます。そういったところのホースというのは、いざというときにも有益に使っていただけたらと思いますので、維持していただけたらというのが、よろしいかというふうに思っております。町もそれに反するものではございません。一方で自警団等が今、解散されたり、存在してないところにホースがあるのも事実でございます、その管理につきましては自警団でありましたり、自治会で消火という場面が来たときにどうされるのかという各自治会のご意向もあるかと思っておりますので、ちょっとそのご意向をまとめていただきながらといたしますか、意向を考えていただきましてこのホースが使われることがあるのかなのか、また各自治会のご意見をいただきながら、個別に考えさせていただく形が良いのかと思っておりますので、またご相談をさせていただければと思います。願います。以上です。

○議長（弓仲利博議員） 次に3番、安達憲太郎議員。

（3番議員 安達憲太郎議員 登壇）

□3番議員（安達憲太郎議員） おはようございます。議長の承認を得ましたので、

質問させていただきます。

川西町内の体育館へのエアコン設置について、6月議会で質問がありました体育館への空調設備設置についてなんですけども、体育館の改修工事に合わせて実施するとの回答がありましたが、どの施設をいつ改修する予定なのかをお聞きします。

国の方針によって熱中症対策実行計画が今年の5月30日に閣議決定されました。内容によると、熱中症による死亡者数について現状から5年をめぐりに半減することを目的として、様々な具体的な熱中症対策が示されています。その中に学校現場における熱中症対策として、公立小・中学校の施設について、地方公共団体における計画などを踏まえ、教室や体育館などへのエアコン設置を支援する。(文部科学省)

②スポーツ時における熱中症対策として社会体育施設におけるエアコンの設置を支援する。(スポーツ庁)

③災害時の避難所での被害被災者および支援者における重症対策として、災害時の避難所に指定されている体育館などの公共施設におけるエアコンや非常用電源の設備・整備、エアコン未設置の避難所への災害時における迅速エアコンの供給について支援を行う。(内閣府・消防庁・文部科学省・経済産業省・環境省)と明記されております。川西町内にある4つの体育館、全てにおいて当てはまる内容であります。特に下永体育館については、避難所指定されていますが、旧耐震基準のため、地震発生時、危険な状態とと言えます。以上のことから、改修工事を早急に検討し、5年以内に対応する必要があると思われませんが、いつ頃に対応する予定であるのかをお聞かせください。

2、福祉医療費助成制度の支給方法について、現在実施されている福祉医療助成制度は大変有意義な制度であると思います。ただ、0歳から小学校就学前の乳幼児が現物給付に対して、それ以外の年齢が自動償還となっています。自動償還されるまでに、医療機関での自己負担後に3ヶ月を要しては本当に必要なとき利用できない低所得世帯があると容易に推測できます。奈良市では、独自に今年6月から中学校卒業まで現物支給に年齢拡大しました。助成制度対象者は年齢関係なく現物給付にできないのでしょうか、お聞かせください。

3番目、带状疱疹ワクチン接種助成について、近年、带状疱疹がコロナ禍において増加傾向にあると言われております。原因として、コロナ禍でのストレスや運動不足による免疫力の低下、コロナ罹患による免疫力の低下、コロナワクチン接種後、一時的なリンパ球減少が生じることによる免疫力の低下、2014年以降の小児に対する水痘ワクチン定期接種がスタートしたことにより、水疱瘡を新設する機会が減り、带状疱疹に対しての免疫カプースター効果の減少が挙げられます。带状疱疹は後遺症として神経痛を残すことがあり、長年、苦しんでいる方もおられるため、予防や早めの治療が必要となります。

しかし、带状疱疹ワクチンは予防接種法に基づき公費負担される定期接種ではありません。保険適用は任意接種に位置付けられているため、接種料金は全額自己負担となり、全額自費で接種すると、1回当たり2万円から3万円の高額負担となります。既に多くの自治体が带状疱疹発症リスクを減らすため、带状疱疹ワクチン接種費用の助成制度を導入しています。

川西町でも助成制度の導入を検討できないでしょうか。以上、よろしくお願い申し上げます。

(町長 小澤晃広 登壇)

●町長 (小澤晃広) それでは、安達議員のご質問であります。川西町内体育館へのエアコン設置についてお答えいたします。人口減少のもと、限られた財源での施設の維持管理にそれぞれの自治体は苦慮しており、川西町にも、旧耐震基準の時期の施設がある中、これらも含めて、人口減少を見据えて施設の再配置・統合等も考えていく必要がある状況がございます。

しかし、施設の再配置・統合に向けての新設、大規模改修をすることにも大きな予算を必要とすることから、優先順位を定め、順を追って時間をかけながらやっていくしかございません。

安達議員ご指摘のエアコン設置も同様で、これのみをとってみても、大きな予算を確保しなければ取り組むことができないものです。よって、熱中症の削減に向けての対策といたしましては、エアコン設置を待つことなく、他の手段や利用者の啓発によって対策を打つ必要があると考えております。

すなわち施設管理の観点からは、当面の間、大型扇風機やスポットクーラーを用いたり、これらの併用などを検討したいと考えます。

また、利用される住民の皆様に対しては、熱中症警戒情報等の周知や理解の醸成、また十分な休憩をとっていただいたり、こまめに水分補給をしていただくなどの啓発や情報提供を行い、熱中症予防に努めたいと考えております。

次に2つ目のご質問、福祉医療費助成の支給方法についてお答えいたします。

議員お述べのとおり、0歳から小学校就学前の未就学児に対しては、現物給付方式を導入しております。これは、現物給付を行うことによる国保会計への調整交付金の減額措置(「国保減額調整措置」)が廃止されたことに伴い、県内市町村で令和元年8月より開始しているものでございます。但し、小中学生に対しては、現物給付方式は現在、導入されておられません。しかし、令和4年10月に開催されました、市町村長の勉強会において、令和6年8月からは国の減額調整措置の廃止を待つことなく、現物給付方式の対象を小・中学生までに拡大することに、県内の39市町村が合意したところです。

この合意に基づいて、令和5年1月に市長会と町村会との連名により、県に対し「小中学生にかかる現物給付方式の導入及び子ども医療費助成の対象年齢拡大に係る要望書」を提出し、対象年齢の拡大については、現物給付方式ではありませんが、各市町村揃って令和5年4月診療分から高校生世代まで対象とするようになり、さる8月診療分からは、県補助の対象にもなったところでございます。

現物給付方式については、市長会、町村長会から、各首長へ行ったアンケート結果をもとに令和6年8月から小・中学生への現物給付方式を拡大することにあわせて18歳までの現物給付方式の拡大をすることについても、県内全市町村で共通した意見であることが確認され、これにより令和6年8月から子ども医療費の助成対象となる全ての世代について、現物給付が行われることとなります。

なお、補足となりますが、18歳まで現物給付方式を拡大するにあたり必要とな

る市町村及び奈良県国民健康保険団体連合会の福祉医療に係るシステム改修に係る経費また対象年齢拡大に伴う国保会計への影響分の補填、事務費その他に対する財政的支援を令和6年度予算で配慮をいただく旨の要望を、今年10月末に市長会、町村会連名で、県に対して行う予定であることを申し添えさせていただきます。

以上でございます。

次に安達議員の3つ目のご質問「带状疱疹ワクチン接種助成について」お答えいたします。

带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルス、「水痘・带状疱疹ウイルス」が原因の病気です。水ぼうそうは、治った後もウイルスは症状を出さない状態で体内に潜伏し続けるため、罹患したことがある人は、加齢や疲労、ストレスなどによって免疫機能が低下すると、ウイルスが再び活動し、带状疱疹として発症いたします。日本人では15歳以上の概ね9割以上が、水ぼうそうに罹患することで、この「水痘・带状疱疹ウイルス」に対する抗体を持っているとされています。带状疱疹の発症には年齢が大きく関わっており、発症率は、50歳以上が全体の7割を占め、60歳代、70歳代と年齢を重ねるごとに増加します。

ご指摘のとおり、近年、带状疱疹が増加傾向にあり、その原因として、高齢化や、コロナ禍でのストレス等による免疫低下、また、平成26年10月に小児に対する水痘ワクチンが定期接種化され、発症する子どもが減少したことにより、一度罹患して獲得した免疫機能が再度抗原に接触することによって、免疫機能が高まる、いわゆる「ブースター効果」の低下によるものであると認識しているところです。

带状疱疹を発症した場合において、早期治療が重要であることはいうまでもありませんが、発症予防においてワクチン接種の有効性についても理解しているところです。全国的に見ても、带状疱疹ワクチン接種を任意接種として実施し、その費用助成を行っている市区町村が、今年7月には全市町村約1720団体のうち254団体となっております。

一方で、国では令和4年8月4日の「第19回厚生科学審議会」における带状疱疹ワクチンの定期接種化に向けた審議の中で、一定程度の疾病負荷（まん延状況や重症度）を明らかにしつつ、ワクチンに期待される効果や導入年齢に関して、引き続き検討が必要であるとされております。つきましては、今回ご提案にあります「带状疱疹ワクチン接種費用助成制度」の導入については、まん延状況や重症度、近隣市町村の動向を参考にしながら、今後の国の動向を注視した上で検討してまいりたいと考えます。

私からの回答は以上です。

○議長（弓仲利博議員） 安達議員。

□3番議員（安達憲太郎議員） 1つ目のエアコン設置についてなんですけども、スポットクーラーと大型扇風機というのは、実際、僕もちょっと体育館使用させていただいてるんで、これ、使ってるんですけども、全く涼しくありません。1回ちょっと、夏の体育館で、例えば避難所生活を1日誰かやってみると、やってみるぐらゐの暑さがすごいので、ちょっと1回考えてほしいと思う。もうちょっと、考えてほしいと思います。これ、スポットクーラー、扇風機、もう、その前に目の前に

いる人しかほんまに涼しくないんですよ。なので、全体を涼しくしようと思うと、やっぱり、多分40度とか、普通に平気で夜でも超えてるんで、今後、毎年の気温の上昇率とかを考えてると、今の状態でほんまにいいよってというのが、僕の中では、よくもうちょっと考えてほしいなと、いうふうに思います。

あと、福祉医療費助成なんですけども、令和6年の8月から高校生まで対象になるってことなのでこれは、とてもいいことだと思うんで、このまま、続けてほしいと思います。

带状疱疹ワクチンについてはできるだけ早く、知り合いでも、ちょっともう、なって、神経痛、残ったっていう方とかも実際に見てるので、もう1年ぐらい、ちょっと外に出るのが嫌やっていうぐらいの痛みを伴うようなので、できれば早いうちに、対応していただけると、他の自治体はその254自治体ができているのであれば、川西町でもできるのではないかとと思うので、検討をお願いしたいと思います。

○議長（弓仲利博議員） 町長。

●町長（小澤晃広） まず、1点目のエアコン設置について、災害時避難ということ、その場面を考えれば、あった方がいいか、なかった方がいいかといえば、あった方がいいんだと私も思います。

一方で先にも述べさせていただいたとおり、クーラー設置の前にやらねばならない設備、施設のこともございまして、それも進めていきながら考えざるを得ないというのが実情でございますので、また、それに合わせて検討を進めるしかないのかなというふうに思っているところです。

带状疱疹ワクチンにつきましては、先ほど述べさせていただきましたとおり、国の見解、検討というのもされているようでございますので、しっかりと、その見解も見た上での検討と考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（弓仲利博議員） 安達議員。

□3番議員（安達憲太郎議員） エアコンの件については優先順位、絶対必要だと思うんで、できれば、町長の任期中にやっていただけることを切に願っています。質問を終わらせたいと思います。ありがとうございました。

○議長（弓仲利博議員） 続きまして、9番、伊藤彰夫議員。

（9番議員 伊藤彰夫議員 登壇）

△9番議員（伊藤彰夫議員） 伊藤です。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。先に通告をしてありますように、シニアの生活支援強化についてであります。小澤町長のまちづくりプランの4つの柱の1つに、シニアの生活支援強化を挙げられています。シニアとは、いわゆる65歳以上の高齢者のことで、本町を見ますと、10年前の2013年時点では、本町の人口8834人に対して、65歳以上は2533人。高齢化率として28.7パーセント、これは全国に比べると、全国では25.1%となっていました。

現在、2023年では、本町の人口8160人に対して、65歳以上は2923人、高齢化率が35.8%と、約7%増加し、町民3人に1人が高齢者となっています。そして10年後、2033年の予想を見ますと、本町の人口はおおよそ7000人、65歳以上は約2700人、町人口は約1000人減少し高齢者も約2

00人減少しますが、高齢化率は38.5%とさらに伸びています。人口減少と高齢化が進むと、今、以上に様々な問題が出てきます。後期高齢者の割合が高くなり、一人暮らしや高齢者夫婦の世帯において、支援の必要な人や世帯がますます増加、多様化すると考えられます。町の福祉施策の責務が大きくなってくると思います。このような状況にならないように自分自身で健全な生活を維持できる環境は大切です。

町長の目指すまちづくりの中には、みずから子ども世代、孫世代も川西町に住むことを望むまちづくり、地域に支えられる環境を作ることができるまちづくり、困ったときに、助けてくれるサービスがある、人がいるまちづくり、これらは、シニアの生活支援になってくると私も考えています。

ところが、日常生活を見てみますと、町内に食品や生活用品などを歩いて買い物できるところが駅周辺にしかなく、何らかの交通手段が必要になってきています。1人でも、公共施設や商業施設を安心安全に利用できる手段の確保が望まれます。

また、日常生活において、わからないことや困ったこと、介護に関する新しい制度や情報などを気軽に聞ける相談窓口もあれば便利になります。

そこで、これまでのシニアの生活強化の取り組み状況と、今後どのように進めていかれるのか、町長のお考えをお尋ねいたします。

(町長 小澤晃広 登壇)

○議長（弓仲利博議員）町長。

●町長（小澤晃広） それでは、伊藤議員のご質問にお答えいたします。超高齢社会を迎え、社会保障費が急激に膨らんでいる中、社会保障費を支える「働く世代」が減っているのが現状です。また、国全体で現在のシニア向けの社会保障政策をいつまで維持・継続できるか危惧されているところです。そういった状況の中、国の支援が細ってきたとしても、地域において安心して幸せに暮らし続けられる、そういった地域づくりを進めることが、町の役割として肝要であると私は考えております。

さて、伊藤議員のご質問「これまでのシニア生活、資料化の取り組み状況」また、どのように進めていくかについてお答えいたします。

まず、シニアの皆様が使われている施設のバリアフリー化です。

シニアの皆様方から「トイレが和式であると、足腰が悪くてトイレが使えない」「外に出たときにトイレに行けなくて困るという」お声も多くお聞きしたことから、県民グラウンドなど、公共施設のトイレの洋式化を進めてまいりました。

また、シニアの皆様方が多く利用される地元の自治会集会所における段差解消やトイレの洋式化、手すりの整備などバリアフリー化を推進するため「地域集会所バリアフリー化改修補助金」を創設し、シニアの皆様が、外に出たとき、障壁になるものを解消し、外で快適に活動していただけるよう、各自治会の協力をいただきながら取り組んでまいりました。

次に、名古屋大学発の医療ベンチャー企業のプリベント社と連携してeスポーツを活用したシニア向けのフレイル予防事業です。川西町スポーツクラブで昨年度、シニアの皆様方に体を動かすゲームを活用した事業を実施していただきました。体

を動かすといひましても、力を入れなくてもできるゲームで、モニターになっていたただいたシニアの皆様方には、非常に楽しんでいただけたとともに、この事業の前後で、身体能力の向上が見られ、認知機能も向上したという効果検証も得られており、今後の展開も検討を進めております。

次に、シニアカー、電動車椅子等の利用支援があります。今議会において補正予算にて上程させていただいております。電動車椅子のレンタルに対する支援措置となります。川西町は平坦な地形という特徴から、電動車椅子を使いやすい環境と言えます。足腰が弱くなって移動の不自由を感じられるときに利用しやすいよう「お試しで使える移動支援装置」として、今議会の補正予算で電動車椅子のレンタル用の補助制度を提案したところです。高齢者が家にこもるのではなく、外に出て活動できるよう、シニアの皆様の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

また、この「移動支援」の取組に関連してですが、昨年度、川西町公共交通会議の議論で、現状、駅から遠いエリアの方は特に、コミュニティバスをなくすと生活ができないという方が多いもいらっしゃることから、「コミュニティバスはなくせない」と結論づけられました。

また、一方で、コミュニティバスが活用されていない時間帯もあることから運行効率化を図り「タクシーを活用した支援ができないか」ということを実証実験などを行い、来年度中の運用に向けて検討を進めているところです。

次に「ごみ集積所までごみを持っていくのが大変だ」というお声をお聞きしてごみ収集の負担軽減に取り組んでいます。町内でゴミ集積所が少なく、遠いエリアがあるという状況がございます。少ないエリアのシニアの方から「ごみ集積所までの距離が長い」「もう少し増設できないか」というお声があり、自治会で場所を見つけていただけて増設するといった取り組みを進めております。

また、高齢や障害等の理由により、家庭から排出されるごみを自らごみ集積所まで持っていくことが困難な方に対し実施している「ふれあい収集」の条件緩和も行いました。利用には介護認定などの条件がありますが、その条件を緩和して、もう少し柔軟にこの制度を使ってもらえるよう、制度改革をしています。

最後に、地域包括ケアの強化です。

誰もが安心して住み慣れた場で生活できるよう、本町では地域包括支援センターを直営で運営し、保健師、主任ケアマネージャーや社会福祉士などの専門的な知識がある職員で、その相談支援体制を強化しております。

また、各自治会で「自身体操グループ」という形で集まっただき、体操などに取り組んでいただくことも進めております。シニアの皆様は、日常に体を動かしていただく機会を持つことは、フレイル予防や健康を維持するためには、とても大切であり、また、「人と人が触れ合う」「話す」機会を持つということも、生活の活力にも繋がっていると考えており、積極的に進めております。私が町長に着任して2年になりました。就任以来『川西町での暮らしをより良くする・守る』ということ。そして『川西町の未来をよりよいものにする』ということ。この2つの想いを基本に、各施策に取り組んでまいりました。

今後においても、この2つの想いを基本に、現状維持ではなく、未来に向けてさ

らにより良く、モットーにシニアの生活支援に取り組んでまいりたいと考えております。私からの回答は以上です。

○議長（弓仲利博議員） 伊藤議員。

▽9番議員（伊藤彰夫議員） シニアの生活、支援強化について様々な取組が実施されつつあることはよくわかりました。私もシニアです。今まで自分でできていたことは、これからできなくなってくるかもしれません。シニアは安心して暮らせる川西町のように、シニアの生活支援強化をさらに進めていくことを強く要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（弓仲利博議員） 続きまして、2番、齋藤麻由議員。

（2番議員 齋藤麻由議員 登壇）

◎2番議員（齋藤麻由議員） おはようございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

近年、全国的に課題とされている児童虐待、不登校と発達障害、女性支援についてと、給食無償化についてお伺いいたします。

まず、児童虐待に関しては、全国の令和3年度のデータでは、20万件の相談が児童相談所に来ており、市町村からの対応も含めると、プラス13万件となっております。過去最多と最悪な状況になっています。また、川西町においても児童虐待の相談窓口を設置し、日々、その相談対応を行っているとお聞きしております。不登校に関しては、奈良県公立学校における生徒指導の課題に関する調査のデータによると、全体的に小中高全て全国平均を上回る数字となっております。川西町でも年々増加傾向であり、特に5年生、6年生、中学校では2年生、3年生の不登校および長期欠席の増加が目立っているようです。こういった現状から、川西町では今後どのような支援対策が必要とお考えでしょうか。

次に、発達障害で支援学級を要する子どもたちは、奈良県では全国平均を上回る数字となっております。今の現状では、支援がまだまだ足りないように思います。専門職の配置をするようなお考えはあるでしょうか。

最後に、女性支援についてお聞きします。最近ニュースではいろんなことが抜粋され、世間のイメージは全てその親、特に母親が悪いという印象を持たせてしまいます。しかし、その背景にはどんな問題環境があったのかが、重要なのに、そこにも注目されにくい状況にもあると考えます。少子化にしても、虐待にしても、不登校にしても、子どもに関しては、全て女性に関わってきます。しかし、世間の女性に対しての支援というのはまだまだされていないように思います。近年には男性の育休制度を取り入れ、夫婦で協力し合う育児が注目されています。しかし、社会の問題は核家族の増加地域コミュニティの消失、この2つが挙げられます。遠くの親戚より、近くの他人というように、小さい町だからこそ、地域で支え合えるコミュニティづくりができれば、なお、良い地域づくりができるのではないのでしょうか。男性の育児に参加するしないが、原因ではなく、いくら少子化対策を行っても子どもが増えないのは、圧倒的に社会からの女性支援が少ないことが原因ではないかと考えます。子ども支援は親のやるべきことが増えることであり、子育て支援は親のやるべきことが減るといふ支援です。子育て支援を重視する今、女性支援について

もいかがお考えでしょうか。

続いて、給食費無償化について、コロナ禍で家庭の支援ということで、一時、給食費免除を実施していたと思いますが、コロナウイルスの緩和もあり、給食費の保護者負担も再開されています。現在、給食費無償化を行っているのは全国全体の4%で76の自治体となっています。そして、給食費無償化を行っている自治体の73%が人口1万人以下の町村であるとのこと。小学校、中学校ともに無償化にしている自治体、小学校か中学校どちらかを無償化にしている自治体と様々ですが、川西町も人口1万人以下であり、子どもの人数も年々減っている自治体です。現在、物価高ということもあり、家庭の負担というものが大きくなってきている、この世の中と少子化ということもあり、子育て支援としての取組だったり、出生率を上げていく目的として、給食費無償化を取り入れる市町村も増えてきています。これについてどのようにお考えでしょうか。以上です。

○議長（弓仲利博議員）町長。

（町長 小澤晃広 登壇）

●町長（小澤晃広） それでは齋藤議員の一つ目のご質問のうち、女性支援についてお答えいたします。男女共同参画社会の理念のもと、家庭生活においても、男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、社会の支援を受け、家族としての役割も果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるような社会を目指すべきであると考えております。

また、出産・子育ての観点において、女性の存在が大きいことも間違いありません。現在、国や地方自治体の様々な施策による子育て支援により、育児負担の軽減や育児負担の偏りの解消等が図られている中で、ご質問の核家族の増加、地域コミュニティの創出消失といった社会問題を解決するための取組として、地域で支え合えるコミュニティづくりができないかについてであります。現在、本町ではおやつの与え方などを学びながら、子育てについて情報交換ができるサロン、年齢別や大字別で親子が集まって交流する親子ひろば、子育て経験のある親と子どもの一時預かり援助を受けたい保護者の総合援助を支援するファミリーサポート事業などの実施、また、地域住民の方が主体となって活動しておられる家庭と地域が地域学校を繋ぐ家庭教育支援チームかわにしWAKU-WAKU+1の活動支援などを行い、地域における子育て家庭同士のつながりの促進に努めております。今後、既に実施している子育て支援の充実を図るだけでなく、子育てする親が孤立することなく、また、高い共感し合える仕組づくりに向けて、先進事例等の調査研究もしつつ、コンパクトな町である本町の特色を生かしながら取り組みを進め受けたいと考えており、その取組を子育てする女性の支援に繋げていきたいと考えます。

次にご質問の給食費無償化についてお答えいたします。学校給食の無償化については、これまでも議会で答弁させていただく機会がございましたが、学校給食法および同施行令の規定により、その経費は、児童または生徒の保護者の負担とされているところであります。コロナ禍における生活支援策、電力ガス・食料品等価格高騰支援策として、緊急臨時的にコロナ交付金を活用して、給食一部減免措置を行ってまいりましたが、現時点では法令の規定により、原則としては、保護者の方に負

担していただくものと認識しております。ただ、議員お述べのとおり、給食費の無償化を取り入れる自治体が増えつつこと増えつつあることも事実でありまして、本県においても給食を無償とする団体は、令和4年度の学校給食実施状況等調査によりますと、8ヶ村ございます。

一方、無償化実施団体のほとんどは、児童生徒数が100名未満の過疎の村ばかりで、本町の小学校在籍児童数、今年度388名と比較しますと、その規模が異なり、無償化に必要な所要額にも大きな差異があります。

さて政府においては、令和5年6月のこども未来戦略方針において、学校給食費の無償化の実現に向けて、全国ベースの実態調査を行い、その上で小・中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め、課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとしており、また、経済財政運営と改革の基本方針2023においても、学校給食無償化の課題整理等を行うとされているところです。

また、県においては、新たに山下知事が知事に当選され、山下知事は日本維新の会奈良県支部代表であります。その政策、維新八策では次世代への投資として、給食費の無償化を掲げられています。そうした国県の動向、方針を見極めながら、本町における給食費負担のあり方、そのための取組について、引き続き検討してまいりたいと考えます。

なお、今年度は食材料費の高騰に伴い、学校給食費および就学前教育施設の給食費の上昇による保護者負担を抑えるため、激変緩和措置として月当たり200円の負担軽減を行っているところです。児童によっては給食を通じて初めて口にする食材、献立もあると聞き及んでおります。まずは豊かな食体験を通じた食育を堅持するため、物価高騰等経済の急変時においては可能な範囲で、保護者の負担を抑えるよう努めてまいりたいと考えております。

私からの回答は以上とさせていただきます。続いて教育関連のご質問につきましては、教育長の方からご回答をさせていただきます。

○議長（弓仲利博議員） 橋本教育長。

（教育長 橋本宗和 登壇）

◆教育長（橋本宗和） 齋藤議員の不登校と発達障害についてお答えをいたします。文部科学省、令和3年度問題行動調査の結果によりますと、全国の不登校児童生徒数は、24万4940人。不登校を含む長期欠席児童生徒数が41万3750人と、いずれも過去最多となっております。奈良県及び川西町においても同様に、不登校、長期欠席児童・生徒数が増加していること、加えて県では1.57%全国では1.30%よりも、その率が高くなっていることは、議員ご指摘のとおりです。不登校児童生徒については、平成28年に制定されました義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる教育機会確保法で法的に定義づけられ、それまで学校、地方教育委員会ごとに実施されてきました支援もまた法定化されておるところでございます。

不登校支援にあっては、本人の心のエネルギー曲線に合わせた、スモールステップで連続した支援が求められます。その第一歩として、本人にとっての家庭や学校とは異なる居ていい場所、安心できる居場所が必要となってきます。

また、学校に行けなくなった児童と、向き合うこととなる家族への支援も必要です。このようなことから、本町ではまず、学校には登校できるものの、集団生活への負担を感じる児童に向け、川西小学校内に町独自のたんぼぼ教室を開設し、親子心の相談員を配置しております。本人の意欲に合わせて、可能な範囲で学習に向かえるような環境づくりに取り組んでおるところです。

中学校におきましても、同様に、ステップ教室を開設し、不登校支援スタッフを配置し、不登校生徒への支援を行っております。各学校現場におきましては、休みがちな子どもへの早期対応、早期相談を心がけ、教職員による情報共有を図り、子どもの自立と進路に向けて丁寧に話し合いを進めているところです。あわせて、児童が家庭や学校とは別の繋がりをつくることを願い、すばる子どもセンター内に「フリースペースきらり」を開設できる体制を整えております。これは、現在、国や市町村に求めている教育支援センターの機能の一つでもあります。

また、町の臨床心理士による巡回相談、県教委から派遣のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携し支援を行っているところです。しかし、居宅から社会に出ることや、家庭内に居場所を感じづらい児童生徒、また葛藤に苦しむご家族に対する支援等、まだまだ十分とは言えない状況にあります。本町では現在、これらの支援に向けて、大和平野中央田園都市構想推進協議会ソフト事業により、不登校児童が交流、学習等できるオンライン空間の構築に取り組んでおります。不登校児童への支援は、本人やその家庭の未来に関わる重要なものと理解しておりますが、本町単独では限界があるのも事実です。磯城郡3町と県教育委員会とか連携することで、より、きめ細かな支援が実現できるものと考えております。

次に、発達障害で支援学級を要する子どもたちについてですが、ご指摘のように、全国的にも児童生徒数は減少傾向にあるものの、発達障害の子どもたちの数は増加しております。障害によって困っているのは、その子自身です。ひとり一人の自立と社会参加を見据えて、その時点でも教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組を整備する必要があります。そのために、通常の学級における支援、通級指導教室を開設しての支援、そして特別支援学級での支援と、可能な限り教職員配置を行い、きめ細かな指導を行っております。しかし、個々の障害の多様性に応じる教育を展開していくときには、今後、より多くの専門性の高い教員の配置が必要になります。今年度、奈良県全体で教員の特別支援教育に係る専門性を高めていく研修制度もスタートいたしました。今後も、教育全般および特別支援教育の充実発展に向けて、教育委員会としましても、最善の努力を続けてまいりますので、皆様方のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（弓仲利博議員） 齋藤議員。

◎2番議員（齋藤麻由議員） ご答弁ありがとうございます。

不登校および発達障害の子どもたちに関してなんですけども、先ほどおっしゃられました「フリースペースきらり」という場所があるとおっしゃっておられましたが、こちらに関しても、まだまだ浸透されていないと聞いております。

現在、こども家庭庁により誰一人取り残されない学びの保障に向けた登校対策として「心プラン」というのも立ち上げられております。

また、先ほどおっしゃいました不登校児童が交流学习できるオンライン空間の構想の取り組みに関しては、子どもだけでなく、その保護者への対応への空間という取り組みも加えて必要になってくるかと思えます。支援学級に関してですが、専門的な専門性の高い教員の配置が必要とおっしゃっていましたが、今、現在では、副担任制度というものが無いので、例えば担任の先生が不在の場合は、支援学級の先生が代わりに担任の学級を持つという形をとられていると思えます。そうなるのであれば、支援学級の子どもたちというのは、普段、教室が離れて、分かれて学習している、何も学校の都合によって教室を一緒にされたり離れて授業させられたりというような場合になってくるので、そういう配慮というものも加えて、今後、グループ担任制や副担任制度の導入なども加え、教育体制を見直していただけたらなと思えます。

あと、女性支援に関してなんですけども、女性に関しては、今、現在、少子化対策、子育て支援として取り入れられて、一時的な支援だけでなく、継続として支援をするという体制が、今後必要になってくるかと思っています。今、話題になっている「ママもまんなかプロジェクト」というものがあります。これに関しては妊娠子育てをする親の心身の健康への自立的な取組を目的としたもので、全国で12の自治体が参加されておりまして、奈良県でも田原本町が参加されています。こういった親への支援というものも、今後、町独自で取り入れることによって、今後、今話題になっている課題になっている虐待や不登校、子育てで悩んでいる親、自殺等の減少にも繋がっていくのではないかと思います。今のご回答を含め、少子化と言われる中で、年間出生率が低いことに関し、町内の児童虐待や不登校発達障害等で悩む子どもや親を増加していることを踏まえ、子どもたちやその家族を守る対策や支援を町として考えていかれることを期待して私の質問を終わらせていただきます。以上です。ありがとうございました。

○議長（弓仲利博議員） 続きまして、7番 堀 格議員。

（7番議員 堀 格議員 登壇）

☆7番議員（堀 格議員） 7番、堀でございます。改めまして、皆さん、おはようございます。川西町の人口減少をいかに食い止めていくか、さらに、川西町を発展させていくかという観点に立ちまして、やはり教育環境というのは非常に重要であるという考えのもとに、本日はですね、文部科学省の学習状況調査の結果の公表並びにそれを受けまして、川西小学校として今後どう対応されていくのか、お伺いしたいと思います。

去る8月に、今年度の文部科学省による学習状況調査の結果が公表されました。まず、川西小学校の結果につきまして、教育委員会としてどう受けておられるのか、お伺いしたいと思います。特に昨年の結果を受けまして、いくつか改善されたと思うんですが、その結果、どういうことになったのか。

次に、この調査というのは毎年4月に行うわけですが、また、来年4月に行われるわけですが。今回の結果を受けて、改善すべきことがあるだろうと思うんですが、それを反映させていくためには、時間的余裕があるわけではありませぬ。そういう観点も含めまして、どう考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

す。よろしくお願いいいたします。

○議長（弓仲利博議員） 教育長。

（教育長 橋本宗和 登壇）

★教育長（橋本宗和） 堀議員のご質問にお答えします。

令和5年4月18日に実施されました全国学力学習状況調査の結果につきましては、8月1日、新聞各社により報道されたところです。今年度は小学校第6学年と中学校第3学年を対象に国語、算数、数学、英語、これは中学校のみですが、実施しました。本町におきましては、国語、算数ともに、全国の平均正答率を下回ったものの、昨年度よりはその差は小さくなり、国語に関しましては、奈良県平均正答率と並びました。道半ばではあるものの、学校での取組の成果と理解しております。

学習指導要領が改訂されて以降の令和3年度より学力学習状況調査の出題傾向が「知識・理解」から「思考力・判断力・表現力」に重きを置いたものになってきており、学習指導要領の目指すところの学習が積み重ねられてきているのかが見えるものになってきております。

川西小学校では、基礎・基本の定着として、短時間集中して取り組む、モジュール形式の朝学習を継続して実施するとともに、読書の時間を週1時間確保し、読解力やコミュニケーション力の向上を図っております。昨年度からは、子どもたちがより主体的・意欲的に学習に取り組めるよう、教員が授業の展開について次の5点の工夫を行っております。

1. 児童の興味・関心を高めるために、具体物を扱うこと。
2. 学びの中で知的な刺激や疑問を持たせること。
3. 子ども自身で課題を見つけ、解決に向かって学習する。
4. 子どもたち同士で協力して課題を解決していく。
5. 端末や電子黒板などのICT機器を効果的に活用する。

そして、これらを実現するための「楽しい・わかりやすい」と実感できる授業を目指した教材研究・授業研究を行っております。学力調査と併せて実施されております学習状況調査（児童質問紙）によりますと、今年度「国語、算数の授業の内容はよくわかりますか」という問いに対し、肯定的な回答する子どもたちの割合が、昨年度より10%以上増えております。何より、子どもたちが「学校に行くのは楽しいと思いますか」という問いに対しても肯定的な回答が、昨年度より10%以上増えておまして、これは、学校生活の多くの時間を授業が占めること、コロナ禍の制限された活動の中での教職員の授業の工夫が実ってきたことによるものと理解しております。わかりやすく、楽しい授業の追求が、子どもたちの学習の定着に繋がるということで、教育委員会としましても継続した事業研究の機会を設けていきたいと考えております。

一方、取組が結果に繋がっていないこともございます。教育委員会では「読む力・書く力」の向上を図っていくために、各教科・領域で「読む・書く活動」をより多く取り入れたいと考えておりました、このことは、現在、求められている「思考力・判断力・表現力」を養うことに繋がると考えております。その基盤となるのは読書活動です。そこで本町では、ブックスタート事業を始め、町ぐるみで読書活動を推進しており、川西町は学校でも本に触れる機会を継続して確保するとともに、読むきっかけづくりを進めておりますが、学習状況調査によりますと、授業外での読書時間は減少傾向にあることがわかりました。これは奈良県の全県的な傾向であり、今後、奈良県全体として取り組んでいくこととなっております。本町教育委員会では、県に先駆けて、8月には就学前施設から中学校までの職員を対象に、読書文化の醸成と読書活動の推進を目的とした教職員研修を実施したところです。今後も「思考力を高める川西の教育」を追求し、町ぐるみで読書活動を推進してまいりたいと考えておりますので、皆様方のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（弓仲利博議員） 堀議員。

☆7番議員（堀 格議員） 文部科学省によります、この学習状況調査ですね、文部科学省によりますと、次のように書かれております。教育政策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や、学習状況の改善等に役立てると、こういうことが目的だそうであります。決して学力競争を目的としてやっているわけではもちろんないわけであります。

ただ、全国一斉に同じ問題で行われて、公表されるために、自分ところが全国平均、県平均に比べてどうかという、確かにそういう競争意識がゼロというのは、否定できないと思いますけど、目的はそうじゃなくって、なおかつ、この結果公表に合わせましても、文部科学省ではですね、各問題ごとに、この問題は、全国平均の正答率は何%、それに対して県平均も何%それに対して、お宅のところは何%ある問題ごとというわけでありますから、先生にしてみればね、これはうまくいってるんだ、これはちょっと、うちは低いなという、よくわかるわけですから、やっぱり先生としてね、そういう競争で使うんじゃないかって、教育の充実で使うのは、非常に良い手段だと思います。これは大いに、それを使ってもらってね、なおかつこれは受けた6年生だけの問題じゃなくて、当然、高学年におきましては全体の問題としてね、学校全体の問題と考えて取り組んでいただきたいというふうに思うわけであります。なお、かつ、全校的に取り組んでいく中で、やっぱり教育委員会に対して一番大きいのは先生の数が少ないということだと思っておりますが、そういうことも含めましてね、いろんな要望を教育委員会に遠慮なく言ってもらえるようにしてもらって、できることはやっていくと、ことをお願いしたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、このコロナの関係で2年間行われなかったと思うんですが、この行われなかった4年前、4年前には、なんと言いましても、結果がね、全国平均はもちろん、県平均を上回った実績を作っておりますから、これ、ちゃんと頑張ればね、絶対できるはずであります。一つ頑張ってもらいたいと思うんですが、その辺の決意表明を教育長並びに町長にお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（弓仲利博議員）橋本教育長。

★教育長（橋本宗和）ありがとうございます。確かに、全国学力学習状況調査の問題、これからも生きていくときに必要となる力を見ていこうという、そういう問題に変わっております。特に問題文を読んで、その場면을想像して、そして自分ごととして捉えて解決していくという力が求められている。そういうことで、おっしゃるように力をきちっと分析をして、そして学力向上に繋げていきたいというふうに教育委員会としても、しっかり思っております。特に書く力の弱さ、それから算数の図形の力の弱さ、そういうものについても全学年について認知力を高めることと併せて、分析をしながら向上に向けての取組を進めているところです。

また、全体の学力向上に向けて、今年の1月17日には近畿小学校社会科教育研究大会の会場校として、川西小学校に近畿各府県から約300名の先生たちが集まって、川西小学校の授業を見るという、そういう機会もあります。それを受けても、職員は一生懸命研究授業をしておいて、そしてその中でつけたい力も明らかにしておりますし、各地からもそこで続けていこうというふうなことも考えております。それから、奈良県教育委員会の学力はぐくみ課と今年は連携協定をして、実践研究の指定校として、1人の教員の加配をもらっています。その加配教員は何をしているかという、5年生6年生の理科の専科授業をして、理科を一生懸命、理科の力を高めていこうとする取組をしているところです。あわせて、リーディングDXスクールという奈良県の中では、この川西町と三宅町だけが選ばれて、そしてDXスクールの事業も進めております。それらの取組を通して、これから必要となる力の育成に図っていききたいというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長（弓仲利博議員）町長。

●町長（小澤晃広）ご質問ありがとうございました。学習学力状況調査につきましては、堀議員がおっしゃるとおり、今後の教育に生かしていくということが大切だというふうに考えておまして、教育委員会、教育長とも協議の中で、その分析については、お願いしておりますし、過去のものとの比較や分析ということについてもしていこうというふうに話しておりますので、しっかりと繋げていきたいと思ひます。川西町としての教育力の向上に向けては、やはり就学前から就学後も含めて学ぶ意欲でありましたり、学ぶ力といったところを高められる教育を作っていくことが大切だというふうに考えております。子どもたちが学力、また学ぶ意欲を持つためには、周りの方々から子どもたちの学習に関して、関心を持ってもらえるかどうか、関心を持ってもらっていると学びたいと思ひやすいというようなことは、教育の勉強してても、よく書かれていることです。そのために今ブックスタート事業を始めていますけれども、これは保護者の方と一緒に本を読むという習慣からそういったものを読むということが楽しいということを就学前から感じてほしいという思ひで始めております。

また、他にも夏休みには大学生による勉強会を開いたり、また議員にもお力添えいただいております、放課後の学習会こういったものも地域の方が自分たちの学習に興味を持ってもらえるということを感じられる機会だと思ひておりますし、リー

ディングDXスクールにつきましても、先生方の事務作業を減らして子どもたちと向き合える時間を増やそうということも目的として置いておきまして、先生方が子どもたちに興味を持っているんだということを子どもたちが感じられる環境づくりを目指しているものだというふうに感じ考えております教育を高めるために、学校また教育委員会のみならず行政もしっかりと環境づくりを進めたいと思っておりますし、保護者、住民の皆様とともに学ぶ意欲、学力が伸びる川西町づくりを進めていくことが肝心だというふうに考えておりますので、引き続き皆様のご意見をいただきながら、皆様と連携させていただきながら進めてと考えておりますどうぞよろしくお願いたします。

○議長（弓仲利博議員）堀 議員。

☆7番議員（堀 格議員） ありがとうございます。今、町長から大学生の学習会の話が出ましたので、ちょっと、せっかくなんで申し上げますと、これ、非常に歓迎されてますんでね。ぜひ、来年もっと充実した格好でね、やっていただきたいというのと、こういう希望がありますのでちょっと申し上げておきますと、学童保育に行っている子も参加できるような、何かシステムを考えて欲しいという要望がありましたので、検討していただければというふうに思います。皆様の時間もありますので、もう一回、要望いたしますと、やっぱり児童、生徒の能力を上げていくためにはどうしても、やっぱり保護者の理解、協力が絶対、必要だと思いますので、やっぱり学校と保護者とのコミュニケーションこれはよく取っていただいて、不登校の問題もそうだろうと思うんですがいずれにしても、そのコミュニケーションをよく取っていただいて、一体となつてね、進めていただくようお願いいたします。質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（弓仲利博議員） はい、ありがとうございます。次に移ります前に、一旦休憩いたします。

▼事務局長心得（池原由香里） 11時10分まで休憩いたします。

（午前11時00分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（弓仲利博議員） それでは、定例会を再開いたします。6番、福山 臣尾議員。

（6番議員 福山臣尾 議員 登壇）

※6番議員（福山臣尾議員） 皆様、改めましておはようございます。6番、福山臣尾でございます。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。3世代同

居・近居のための住宅支援について近隣の市町村において3世代同居・近居の支援がとられておるところがあります。王寺町では3世代ファミリー一定住支援補助金、この支援事業は3世代、親世代と子世代の増加を推進するものにするのと同時に、定住人口の増加、バランスを取れた人口構成の実現及び地域社会の活性化を目的としており、世代と町内在住の親世代が町内で同居または近居するために住宅を取得す

る場合、また、同居するために住宅のリフォーム工事を行う場合に費用の一部を補助するという内容です。天理市では、子育て支援、多世代交流促進、定住促進を目的として住宅支援事業を行っています。3世代同居・近居するために住宅を新規取得した世帯を対象に、新築購入・建て替え・改修工事等の費用への助成金を交付する内容の事業です。その他市町村により若干の違いはありますが同じようなものの内容で対策が多くあるようです。

同居・近居のメリットとしては、自分の子どもが自分の子の世話をお願いできる親世代に子どもの面倒を見てもらえることで、共働きの夫婦の働き方、働きやすさの向上にもつながり、同居の場合、次世代の同じ家に住むことで、住居費、住居に関するコスト、光熱費、固定資産税などを抑えられる点が大きなメリットでもあります。

また、親世代が住んでいた住宅を同居する子供が相続して、引き継ぐことになった場合、相続税が優遇される小規模宅地等の特例という制度もあります。税制面でのメリットでもあります。また、デメリットも、親子関係が良好ならば、メリットの大きい3世代同居ですが、親と子の折り合いが悪い場合は、家庭環境に悪影響を及ぼすことも考えられます。また、良好であっても、ライフスタイル、価値観の違いにより、行き違いが生じる場合もあるようです。政府は少子化対策の一環として、3世代の同居・近居を推進していますが、世帯数、養育児童数とも減少するなど、政策効果が見られないようで、その理由として、政府が副次的効果として、世帯内介護も期待している。業務等の住居環境の整備を通じた親から子への支援を施策の中心にしているのに対し、若年者は同居・近居による生活費の節約効果やローン、税負担の軽減と経済的なメリットを、最も期待しており、両者にミスマッチが生じているためではないかとの見解もあります。引き続き3世代同居・近居を進めるのであれば、若年者が同居・近居の当初に必要なリフォーム等に対する支援にとどまらずその後の日常生活においても、他の旧住居形態により経済的メリットを得られる、更なる施策の充実が必要であるとも言われています。

本町においては、このような同居・近居支援策が行われていませんが、同居・近居の支援策について、小澤町長のお考えをお伺いします。よろしくお願ひします。  
○議長（弓仲利博議員）町長。

（町長 小澤晃広 登壇）

●町長（小澤晃広） それでは、福山議員ご質問の3世代同居・近居のための支援策についてお答え申し上げます。まず、福山議員がお話いただきました中の3世代同居・近居のメリット、デメリットや見解につきましては、個人の価値観、ライフスタイル、家族構成などにより、多様であってよいものと考えますので、私からこの場で見解を述べることは差し控させていただきます。

一方、ご両親がいらっしゃる本町にその子ども世帯が住んでいただくことや住み続けていただくことは、本町の人口減少を抑制し、将来にわたって持続可能な町としていくために大切なこと、大切な視点だと考えております。

また、転出抑止、定住人口の増加を目的とした施策として、奈良県内の市町村においては、王寺町や天理市、橿原市などで3世代同居・近居の住宅支援が実施され

ており、10万円から25万円の補助金を交付するという制度となっております。  
この制度が直接的な要因となって、定住に結びついているかどうかは、現在のところ分析結果が出ておらず、本町としてもその効果については、引き続き注視していきたいと考えております。

また、どういう支援が可能なのかなど、調査検討を続けてまいりたいと考えます。  
私からの回答は以上となります。

○議長（弓仲利博議員） 福山議員。

※6番議員（福山臣尾議員） ありがとうございます。私も実際問題、支援策自体は、いろいろと今後、考えていかないと、どれが一番いいのかと金額的にも常に多くの金額を各市町村負担しているわけではないのでその辺はどうしたもんかなという考えがあります。

また川西町の場合、市街化調整区域という形で簡単に住宅が建てられないとか、そういう部分も多々ありますので、逆にその辺の方からも今後、町としては考えていただいた方が駅周辺はもちろんいいんですけども、やっぱり、きちんと旧村っていうか、その辺も、今後、人口が減っていつてるばかりで、子どもが帰りにくいとか、そういう部分も家が建てられないから変えられないと、そういう部分もあるのではないかと考えますので、そっちの方の支援も考えていただけたらと思います。その辺の方は都市計画の方の分類になるのかなとは、思っていますけども、その方今後、町長としてどういう方向を向いていくのか、もうちょっとお伺いをお聞きしたいなと思います。

○議長（弓仲利博議員） 町長。

●町長（小澤晃広） ありがとうございます。今、おっしゃっていただいたとおり、川西町の市街化区域は非常に限られておまして、住宅に関しましても、建てやすいエリアが限られているというのが、一つのネック課題になっていると私も認識しています。市街化調整区域が非常に広いですし、一方でその中にお住まいの方も多く、また、その旧村もたくさんあるというのが実情でございまして、そういった調整区域の中に住宅を建てられる権利といいますか、建てられる方ということが限られますので、そういった観点でもご両親、親族の方がそういったエリアに住んでいらっしゃる方に、引き続きそういったエリアで住宅等を建てたり、リフォームして住んでもらうということは大切な観点だというふうに思っています。

今、ご提案、お話いただいたような3世代同居の仕組がそれにふさわしいのかであったり、その追ってご説明いただきました。そういったエリアに建てやすいようにする規制緩和のようなものが可能なかどうかといったものもあわせて検討し、また検討とも協議しながら、進めていくことが必要だと思っております、その点に関しまして私も関心を持っておりますので、引き続き、調査検討を進めていきたいと思っております。

○議長（弓仲利博議員） 福山議員。

※6番議員（福山臣尾） ありがとうございます。今後、川西町が住みよい町になるように、町長いろいろと頑張ってもらいたいなと思いますので、私の質問は、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（弓仲利博議員） 続きまして、1番、松波芳子議員。

（1番議員 松波芳子議員 登壇）

1番議員（松波芳子議員） 松波でございます。ただいま、議長の許可を得ましたので、町民全体の移動手段等の確保について、質問をさせていただきます。

昨年、電動車椅子実証実験と乗り合いタクシーの利用者のモニターの募集がありましたが、その結果、どのようなデータが得られ、今後どのように活用されるのか、公表されるべきではないでしょうか。私は車椅子のモニターに参加しましたが、2ヶ月間、各自が歩数計、GPSにて計測し報告しましたが、そのデータの集計と利用の分析結果や今後の課題などの通知が未だありません。今後もさらに車いす、電動自転車、電動車いす利用者も増えていくと思われまし、一般の通行や自転車通行の安全に対する配慮も含めての一般道の整備、バリアフリー化はどのように進められるのでしょうか。

また、来月から町民のコスモス号の運行ダイヤの変更はどのような理由からか。利用者の不便さに繋がらないのか、例えば日曜日こそ、外出時に利用したいとの声があることを含めて、住民の立場を考えて取り組まれているのでしょうか。全住民の中で、外出の困難さを感じておられる方が増加していく現状の中、その解消は、あらゆる角度から早急に対策を取られるべき課題かと考えています。そのお考えをお示してください。

○議長（弓仲利博議員） 町長。

（町長 小澤晃広 登壇）

●町長（小澤晃広） それでは、松波議員のご質問にお答え申し上げます。

松波議員におかれましては、昨年度の地域マース創出推進事業の電動車椅子実証実験のモニターにご参加ご協力いただきましていただきありがとうございました。この場を借りてお礼申し上げます。

さて、松波議員のご質問の「電動車いす実証実験」のモニターについてですが、これは、経済産業省の地域新Maas創出推進事業の実証実験事業の一環として実施されたもので、経済産業省の補助金を受けて、民間事業者である中央復建コンサルタンツ株式会社が実施主体となって行ったものであります。

本町では、議員ご質問の「電動車いす貸出」「シェアリングによる歩行支援及び予約型乗合タクシーの運行」により、町内外施設へのアクセス支援の実証実験のデータを利用させていただけるということで、住民への周知活動などについて協力させていただきました。

ご質問の一つ目、実証実験データの結果公表についてですが、この事業は、本町が事業主体ではなく、経済産業省の補助事業を中央復建コンサルタンツが行った事業となることから、現在、国のホームページで公表されておる状況です。

その実証実験の結果ですが、次世代型電動車いす貸出事業では、男性6名、女性12名、50歳代から90歳代までの方にモニターとしてご利用いただき、生活に必要な移動である、買い物や通院よりも、散歩や散策など余暇の外出での利用として使われているという結果でございました。

また、デマンドタクシー、けやき号については、登録者90名のうち、実利用者

が69名、総利用回数343回で、また、そのうち利用の多かったヘビーユーザーの方は14名いらっしゃり、その方が利用数全体の約半分を利用されていて、利用時間帯は、ほとんどが午前中の利用となっており、行き先の上位では、天理よろづ病院の利用が60%と一番多く、次いで、国保中央病院が20%、法隆寺駅が20%という結果でありました。一方で、絶対数としては定期便を設けられるほどの数とはなりませんでした。

これらの結果については、川西町地域公共交通会議の場でデータ活用させていただき、委員の皆様方と議論を交わし、川西町地域公共交通計画の再編に反映させていただいております。

また、ご指摘のご協力いただいた、データの集計・分析結果等につきましては、ご要望に応じて公表、共有されている部分について、担当からお知らせしたいと思います。

議員ご質問の二つ目、車いす、電動自転車、電動車いすなどの利用者の安全に配慮した道路整備やバリアフリー化についての今後の方針ですが、多くの自治会からは、道路整備について多くのご要望をいただいているのが現状でございます。道路整備は、膨大な費用がかかることから、限られた財源の中で優先順位をつけて進めていく必要があると考えており、事業の執行に当たっては、議員の皆様、住民の皆様のご要望やご理解、通行の安全確保、整備の緊急性などを踏まえ、改良・補修を行ってまいりたいと考えております。

議員ご質問の三つ目「コスモス号のダイヤ変更」についてですが、これにつきましては、先ほども申しましたが、川西町地域公共交通会議の場で住民の皆様の声や実証実験の結果、昨年度実施した移動サポートチケット事業の結果などを踏まえ、委員の方々と広く議論を交わし、最終的に再編の方向性を反映した川西町地域公共交通計画に基づいてコスモス号のダイヤ変更に至っております。

今回の川西町地域公共交通計画の再編では、利用実績や移動ニーズからコミュニティバスの運行は必要なものだと判断し、維持させていただき、一方、利用の少ない時間帯については一部合理化を図りました。また、タクシーの実証実験の結果から、町外病院への移動ニーズは一定程度あるものの、利用実績は限定的で、定期便を設けられるだけのニーズが見られなかったことから、その代替策として、高齢者に対するタクシー券の利・活用に向けた検討を進めているところです。

本町のコミュニティバスの現状は、運転免許非保有の高齢者による買い物利用が大半を占め、限定的な理由ではありますが、今後、高齢化や免許返納が進む中にあることは、コミュニティバスを含めた地域公共交通の確保は重要であると考えております。

また、一方で、地域公共交通では移動は困難という町民の方も一定数存在し、様々な移動手段の確保・支援策について総合的に考えていく必要があると考えております。

先ほど伊藤議員の一般質問でも答弁いたしましたとおり、シニアカー、電動車いす等の利用支援制度の創設も、そうした考えの一環であり、地域の移動手段の確保や地域公共交通のあり方について、利用状況や住民の皆様のお声を引き続き聞かせ

ていただきながら、継続的に検討を進めてまいりたいと考えております。私からの回答は以上となります。

○議長（弓仲利博議員） 松波議員。

■1番議員（松波芳子議員） ご答弁ありがとうございます。私の質問は、町民全体の移動手段とさせていただきます。といいますのは、私は実際に電動車いすを使用していたときに感じたことは、高齢者、シニア、そういった方だけではなくて、全世代の方スポーツや交通事故、その他病気などで障害をお持ちの方、視覚障害、聴覚障害、それで盲導犬を利用されている方もおられました。ですから私は、シニアに関係なく、年齢に関係なく、町民全体その方たちの交流を活発にすること、それはやはり次の重要ではないかと思われまます。

また、免許返納される方、それ以外に、今まで、ご家族で住んでおられた方も、単身でお住まいになるようになられた方、そういった方の交通及びその移動手段を確保してあげることがやはりこの地域で住み続けられる条件ではないかと思っております。そういう状況が、近年どんどん進んでいくと思われまますので、町として早急に考えていただきたいと思ひます。それとバリアフリーの件なんですけど、私もモニターをしておりましたときに、町の西側のサイクルロードを走ってみたいと思ひました。しかし、そこへ行くまで、大変危険であると周りから止められました。大型トラック、また頻繁に交通量は多い時間帯もあります。ですから、バリアフリーも早急に、そこを利用する立場に立っていただいて、解決をしていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（弓仲利博議員） 町長。

●町長（小澤晃広） ご意見ありがとうございます。まず、町民全体の移動手段等の確保についてということで、シニアの皆様に限らずということだというふうにお話をいただきました。移動手段についてなんですけれども、行政は無限大に財政があるわけではございませんので、各個人全ての人の移動手段を行政が確保しに行くということは、なかなか難しいのが実情でありまして、川西町内の移動を昨年度も含めていろいろな調査をさせていただく中で、やはり、車で移動されている方の割合が非常に高いということと、シニアになられてもやはり車が自分が行きたい時間帯に行きたい場所に直接行けるということで利便性を考えて利用し続けられる方が多いという実情がデータとしても出てきております。その中でそういった方々はその交通手段を使われると思ひますのでそういった方々に対し、例えば行政のお金を使って何かを準備するということは、なかなか難しいということから、そういった手段を持つことが難しい方に対して、例えば買い物であったり、病院、必要な移動を確保する必要がある方に向けての支援ということに絞りながら行政としては対応していかざるを得ないということと、についてはご理解を賜ればと存じます。

その中で必要に応じての移動ということと、地域内に移動していただいて、例えば、スポーツ、余暇活動に取り組んでいただく、また、人と人と会って、お話しただくような機会の確保ということも、シニアの皆様含め町民皆様の生活の充実に重要であるという観点はおっしゃるとおりだというふうにお願ひして、必要ということのみならずそういったことも充実できるような施策ということは観点とし

て持っていきたいというふうに思います。

バリアフリー化についてなんですけれども、繰り返しになるんですが、あの道路の整備というものは短い距離でもうすぐお金がかかる事業になりますので既にあるものをやりかえるっていうことに対して、町域全体の道もすごい距離がございますので、できる範囲は非常に限られてくるというのが実情ということはおわかりいただきたいなというふうに思います。その中で通行量が多いでありましたり、危険度が高いというところを定めて、そこから手立てを打っていくことをしていこうというふうに考えておまして、ぜひ、多数ご要望等はいただくんですけれども、ご要望はぜひいただいて、その中でどこが優先順位として高いのかしっかり考えて、予算化含め検討を進めたいと思いますので引き続き、お声をお寄せいただきますようお願いを申し上げます。私からの回答は以上です。

○議長（弓仲利博議員） 松波委員。

1 番議員（松波芳子議員） いろいろお考えいただいているようですけれども、簡単なところに横断歩道の表示がない。横断歩道の表示がないから便利なところを通行されている。それが常態化しているんですね。何も、多額の予算を使わなくても、今すぐできることは実情に合わせた施策を今後とも取っていただきたいと思っております。これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（弓仲利博議員） 町長。

●町長（小澤晃広） すいません。今の横断歩道の件もご要望をいただいております。横断歩道を引けばできるし、お金もかからないように感じて、私もそう思っていたんですけれども、横断歩道を設置するということに関して行政、役場だけではできませんでして、警察等の見解も含めてできるできないがございます。横断歩道を設置したら安全というものではなくて設置すると逆に危険度が増す場所ということも警察の観点ではありこちらから提案してもそれはできないであったりすれば、逆に危ないというような指導もいただくという実情もあります。ですので、ぜひ要望としては上げいただいて、警察等々も真摯に相談をさせていただいて検討したいと思っておりますので、引き続きのお声をよろしく願いできればと思いますよろしく願いいたします。

○議長（弓仲利博議員） 松波議員。

# 1 番議員（松波芳子議員） ご検討いただいているかと思っております。引き続き、実情に合わせた施策をしていただきたいと思っておりますので、これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（弓仲利博議員） はい、ありがとうございました。12番、芝 和也議員。

（12番議員 芝 和也議員 登壇）

12番議員（芝 和也議員） 改めまして、おはようございます。と言うか、こんにち。12番の芝 和也です。質問者の最後になりますので、もうしばらく、皆さん、お付き合いよろしく願いいたします。

今般は、時間の経過とともに、だんだんと広がりを見せてまいりました自治体が実施いたします加齢性難聴者への補聴器購入時の助成制度の創設について、質問いたします。同制度の創設につきましては、折に触れてこれまでも取り上げさせてい

ただきまして、小澤町長との議論を重ねている問題の一つであります。今般、役場窓口で軟骨伝導型の集音機、いわゆる補聴器を設置し、来庁者が必要に応じて活用できるよう、目下、準備が進められているところであります。同機器につきましては県下の公共機関、市役所や町村役場、警察署等々での設置が進められている旨、令和5年度になってから、報道が目立ってきていることから、今後の普及に期待しているところであります。まずは、今般、本町窓口での設置に至った経緯についてお示しいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

また、これまで議論を重ねておりますように、障害認定6級手前の軽度、中等度の難聴者の皆さんの補聴器購入補助に関してであります。既に実施の先進自治体の例からしまして、大体補助限度額上限が2万円から5万円程度に設定されているところがほとんどであります。この助成額では補聴器の実費とは、かなりの開きがありますが、それでも実施自治体が確実に広がっていることから、制度として定着して、かつ有効に働いている状況がうかがえますし、その有用性は状況からして、明らかではないかと存じます。これでいきますと、今般、本庁窓口設置予定の軟骨伝導タイプの補聴器であれば、ほぼ機器全額をカバーできる額に相当することからも、補助制度を設ければ、補聴器を必要とする住民さんが、容易に購入できることとなりますので、本町が補助上限を購入機器の半額とかにしましても、現在、既に実施の自治体の補助額同様に十分にカバーできることから、策としては、功を奏することは必定ではないかと存じます。今般、本庁窓口で整備をするタイプの補聴器も含めまして、購入補助制度の創設は、障害認定手前の中等で補聴器を必要とされる方へ、より有効に働く取組として実施できるものと存じますので、そのへん、小澤町長のご所見を改めてお示しいただきたいと存じます。以上よろしく願いいたします。

○議長（弓仲利博議員） 小澤町長。

（町長 小澤晃広 登壇）

●町長（小澤晃広） それでは、補聴器についての芝議員の質問にお答え申し上げます。

まず1つ目のご質問であります。公共機関や市役所等に設置が進められている、窓口用軟骨伝導式集音器の窓口設置の経緯についてお答え申し上げます。本年5月末に奈良中央信用金庫本店（田原本町）において「窓口用軟骨伝導聴覚補助イヤホンデモンストレーション」が行われました。そこで、奈良県立医科大学細井学長による軟骨伝導に関する説明があり、職員がこの軟骨伝導式集音器を体験する機会がございました。

その後、メーカーからサンプル品を取り寄せ、2週間程度、耳の聞こえにくい高齢者に体験をしていただきアンケートを実施したところ「聞こえやすくなった」「聞こえは変わらない」が半々であったため、まずは長寿介護課窓口で試験的に1台設置することといたしました。

この軟骨伝導式集音器については、耳の聞こえにくい高齢者の方に窓口で実際に体験していただき、皆様のご評価を踏まえ、今後の設置について検討してまいりたいと考えております。

次に、補聴器購入の補助についてお答え申し上げます。

議員ご指摘の通り、身体障害者福祉法の聴覚障害6級の手前の、聴力が軽度・中等度の方に対する購入費補助を実施している市町村は、2～5万円程度の補助額を設定しておりますが、これらの団体の担当者からは、補聴器を使用することで日常会話を理解しやすくなり、社会とのつながりを保つなど、介護予防にもつながることを期待しているとの回答を得たところです。

軟骨伝導型補聴器も含めた補聴器は、医療機器に分類され、一人一人の聴力に合わせて、調整する必要があります。また製造や販売にも厳しい制約が設けられており、価格帯も3万円から50万円と幅広く、制度を創設している県内自治体の補助実績は、多くて10件程度に止まっているようであります。一方、今回、町で設置を予定している窓口用軟骨伝導式集音器は、聞こえ方の評価は様々でしたが、医療機器ではなく、費用的にも3万円程度で入手しやすいと聞いております。

このご要望の町が補聴器の購入補助を行うことは、国の支援制度の対象外となる方に対し、町独自でその支援枠を広げるということでもあります。補助を行う上での条件設定、例えば対象年齢をどうするか、聴覚レベルがどの程度の方を対象とするのか、他団体のように指定する耳鼻科医の意見書提出義務をどうするか、所得制限の条件を加えるのか、補助率・補助限度額をどのようにするか、さらに対象機器に先に述べた軟骨伝導式集音器も加えるのかなど、明確にすべき基準や検討項目が多くあり、制度導入にあたっては、先進自治体の実施状況や近隣市町村の動向、事業効果なども踏まえ慎重に検討する必要があると考えております。私からの回答は以上です。

○議長（弓仲利博議員） 芝議員。

↳12番議員（芝 和也議員） 窓口設置の経緯ですけれども、サンプル数が限られてますので、ええか、悪いかはよくわからなかったけれども、それにしても、聞こえるっちゃ、聞こえるということなので、とりあえず、やっていこうということで、という話でありますので、要は役に立つと、こういう判断をされたというふうに思うんですが、そのところは町長いかがですか。設置に関して役に立つか否かという点では。

●町長（小澤晃広） 役場に関しましては様々な住民の方々のご相談にお答えさせていただき場でございますので、もちろん耳がご不自由な方々もいらっしゃいます。その方々に役場のサービスを利用させていただくために必要なものだという事で、少しでも力になれるようにという観点で集音器の設置は判断しております。

一方で、どこまで有用なのかというものは使っていきながら、しっかりと見ていきたいと思っております。今後、広げていくのかどうかについては、今回入れたものを活用しながら考えていきたいと考えております。

○議長（弓仲利博議員） 芝 議員。

↳12番議員（芝 和也議員） 一定効果、検討していくには、やっぱスパンを見てやっていくことが必要だと思いますし、絶対数の利用される方も絶対数の問題もありますので、そういう点で言いましても、サンプル数が多い自治体は、すぐ取れますけれども、そうでなければ、時間がかかると思いますので、そういう点では気長

に調査・検討は進めていってもらいたいというふうには思っています。

いずれにしても、ツール、道具としては役に立つというご認識だというふうに思います。それで、これまでも議論を重ねてきていますけれども、川西町で、どのぐらいの方が実際、耳の聞こえ具合が、耳が遠のいて支障をきたす方がおられるかっていうこの具体的な現実的なデータってのは、なかなかないですけれども、この前も紹介させていただきましたけれども、介護保険認定審査のときに耳の聞こえ具合の判定がありますので、それでいきますと、介護認定される方の大体3割ぐらいが、耳の聞こえの具合が悪い方と、こういうふうに出ていまして、その耳の聞こえ具合の悪い方の大体3分の1ぐらい、これがいわゆる障害認定の6級以上に該当する、もう大声で話をせんと聞こえない方ということです。ですから、介護認定される方の全体で言えば、だいたい1割ぐらい、介護認定で申請される方の大体1割ぐらいは障害認定に該当する方で、2割ぐらいがその手前の方、大体、中等度、軽度と言われる皆さんです。障害認定の皆さんは何度もお話していますけれども、私がここに立って喋っていますと、50センチ、4、50センチ離れているところで、普通に話している、私の今の声聞こえないということですから、この周りにおられる皆さんに聞こえないから、障害は認定になるのは当然、非常に厳しい難聴の度合いということですけど、その手前の皆さんです。今日のお話の中でもありますけれども、やっぱりいろんな取組しますけれども、この皆さんとの行き来があって、生き生き長生きしてもらおう、元気なってもらおうとそういう観点から、やっぱり外へ出て行くことは大事、足を確保していくことが大事だと、いろんな今日の話が、一連の話がたくさんありましたけれども、それに付随する話だと思います。耳の聞こえが悪くなってくると、やっぱり家の中にも、みんなの輪の中からは、遠のきがちになりますし、外へも出にくくなるということにありますので、それを、どう和らげていくのか、ということで今日の話に出ています、支援、取組、自治体として手立てをとっていくのか、支援をしていくのかっていう、その補聴器版というふうにご考えているところなんですけれども、この取組自体は、町長もこれまでも有用というふうにお考えの話はされていますので、その辺、この耳の聞こえ具合をカバーしていく取組として自治体策としては必要だというふうに町長はお考えになりませんか。

○議長（弓仲利博議員） 町長。

●町長（小澤晃広） 今、芝議員がお述べになられたように耳が聞こえづらい方に限らず人とのつながりを持ち続けるということが大切だということに関しては、異論はありません。そのための補助策として、耳が聞こえにくい方に関しては補聴器の存在が大きいのではないかというご意見だというふうに思います。実際、そういう観点もあるかというふうにも認識をしながら、この補聴器の補助が有意義なのかどうか、他の自治体でも実施されておりますので、しっかりと実施状況でありましたり、その効果についてヒアリング等も行いながら、検討でありましたり、調査していくようにしたいと思います。

↳12番議員（芝 和也議員） はい、その辺はぜひしっかり検討していただきたいと思いますというふうに思います。これまでの議論でも、その検討する過程でも、基準をどないするのかと、自治体が判断するのは、やっぱり先ほどのご答弁の基準の

話がありましたけれども、基準というところも町長はよく、言わはります。その国や県でそういった意味では基準作ってほしいということですが、障害認定の基準は基準としてきちんと明確に出ていますし、それは医師が判断されることになりますので、きちんとした基準に私はなっているというふうに思うんです。ただ、障害認定の手前の皆さん、中等度や軽度のこの皆さんですけれども、非常に耳が遠くなってきて、聞こえが悪くなりますので、現実問題、支障は普通に暮らしててやっぱり、支障が出てきて、みんなの輪から遠のくということにも、どうしてもなり気味っていうことが起こってきますので、そこをカバーしていくって話だと私は思うんですが、ただ日本の場合、制度として耳が遠くなって、聞こえんようになって障害認定になって初めて制度に基づくカバー策、補完策が取られてるんですけども、この諸外国の例から見ますと、例からというのか、諸外国と比べますと、非常に日本の場合、補聴器をしている方の率が、国民が何%ということで、基準、あの率を比べたら、日本が非常に少なく、諸外国はやっぱりそれなりに耳が遠くなってきたら補聴器してはるっていうことの方が多くありまして、その違いがどこにあるのかってことでは、これはIFOが言っている話になるんですけども、医療的ケアで見ると、見やへんのかってところの観点で日本と諸外国では違うそうでありまして、だから、耳が遠くなって、耳の聞こえ具合が悪くなってきたと、役場で設置する集音器を使ったら、そんなことで会話が容易にいくと、そのことで会話が容易にいく皆さんが、道具さえつけば会話が容易にいくという状態でケアするのか、せえへんのかで、補聴器の使うのか、使わへんのかの違いが日本と諸外国との違いというようにでているようでありまして、ですから、既に耳が遠のき始めたところでカバーしていくと、それを十分、耳が遠くなって、聞こえにくいのが防げることによって周りの皆さんとのコミュニケーション取れて、引き続き有効にいろんな取組活動ができるということになりますので、ここは自治体策として今、国の制度としてはありませんので、カバーが必要ではないか。だから市町村での取組、県での取組ってのが、地方から地方団体から出てきて、それがだんだんだんだんと広がってきている。

先ほどの給食費無償化制度の取組も地域から出てきて、だんだんだんだんと広がっている。何で広がっているかと、共通した理由は有用性があるかということになると思うんですが、そんなやっぱり手立てとして聞こえが悪くなってきた皆さんをどうカバーしていくのか、応援していくのか、支援していくのかってのは、まさに市町村の取組、福祉の増進に努めるという基礎市町村の取組やと思いますが、町長いかがでありますか。

○議長（弓仲利博議員） 町長。

●町長（小澤晃広） 今、芝議員がご説明いただきましたように、明らかに耳が聞こえづらくて生活が難しいという一つの基準として障害認定というものがあるんだというふうに思います。その基準を広げて援助、補助を作りませんかということなんですけれども、どこまでが、その援助、補助が必要かということは、やはり難しい、設定が難しい課題だというふうに思っていて、同じような聞こえ具合の方だとしても、生活のライフスタイルでありましたり、によりまして、不自由と感じ

て、補聴器を代わりもいらっしゃいましたらそれは必要ないというふうにご判断をされる方もいらっしゃるといふところがある中でどこに線を引くかということについての研究はやはり必要だといふふうに思っています。その観点に関しましても、今、他の自治体等で動きもありますので、しっかりと状況を聞きながら調査研究していきたいなと思います。

●議長（弓仲利博議員） 芝委員。

b 1 2 番議員（芝 和也議員） はい。是非、調査研究は、その点でもお願いしたいと思います。基準は明確だと思いますわ。障害認定判断するのに、6級以上は障害認定という基準になっていますし、その手前の中等度、軽度の皆さんもその判定するときに基準には、なっていますので、だから、普通に聞こえる人は、そもそも軽度や中等度にはなりませんので、これはきちんとした基準やといふふうに私は思います。町長からご紹介ありましたように、あれは医療機器、精密機械ですので、高価なものに、大変、高価なものになります。ところが、市町村で実施しているのは大体2万円ぐらいで、大半が、2万円ぐらいです。たまに5万円ぐらいまで行くのがありますけれども補助額が、ですが、それでも30万から50万ぐらいする補聴器、片耳だけで1個そのぐらいの値段がしますので、それでもやっぱり、制度があるところはそれを利用しはるといふことはなければ、そもそも利用のしようがないですけれども、あるところは利用しはるといふところは、その取組をする自治体が増えているということが、有用性を明らかにしているといふふうに私は認識しているところです。で、かつ、本町、窓口で設置をしている集音タイプの軟骨伝導型になりますと、額が小澤町長からもご紹介ありましたように、2万円3万円程度でありますので、そういう点でいけば、精密機械から除外された集音器という機械ですので、より容易に利用しやすいですし、耳が悪くなって、聞こえが遠くなった皆さんも、それならばと、よくなってくるとは思いますが、そのへん、手立てとして町長、取組は調査研究に加えていかがでありますでしょうか。

○議長（弓仲利博議員） 町長。

●町長（小澤晃広） この補聴器の補助について実施されている自治体が増えてきているということ、お話ありましたけれども、いろいろなご要望等もあり、増えているんだといふふうに認識しています。その実施されているところが実施されてみて有益に動いているのかどうかということに関しては、実施自治体が増えているかどうかというよりは実施されている現場の声をしっかりと聞きしながら検討することが必要だと思っております。今も実施されている自治体の方には連絡を取って実施状況でありましたり、住民の皆様の声というところも共有していただきながら調査をしているところでございますので、そこをしっかりと捉えて、調査研究を続けていきたいと思っております。

○議長（弓仲利博議員） これをもちまして、一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会いたします。

ありがとうございました。

（午前11時35分 散会）

# 議 事 日 程

厚 生 文 教 委 員 会

総 務 建 設 経 済 委 員 会

決 算 審 査 特 別 委 員 会

## 厚生文教委員会議事日程

令和5年9月13日(水) 9時00分 開議  
9時20分 閉会

### 日程第1

議案第33号 予備審査 令和5年度川西町一般会計補正予算について

歳出 款3 民生費 項1 社会福祉費  
項2 児童福祉費  
款4 衛生費 項1 保健衛生費  
款8 教育費 項1 教育総務費

歳入 上記関係歳入

### 日程第2

議案第34号 令和5年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について

### 日程第3

議案第35号 令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について

### 日程第4

議案第36号 令和5年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について

### 日程第5

議案第37号 令和5年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について

### 日程第6

議案第38号 川西町子ども医療費助成条例の一部改正について

### 日程第7

議案第39号 川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

### 出席委員

委員長 伊藤 彰夫

副委員長 石田 三郎  
委員 寺澤 秀和 安井 知子 弓仲 利博 齋藤 麻由

副議長 福山 臣尾

説明のため出席した者

町長 小澤 晃広  
副町長 森田 政美  
教育長 橋本 宗和

総務特別参事 江畑 幸男 総務課長 西川 直明

住民保険担当理事 大西 成弘  
長寿介護課長 栗林 美子  
福祉こども課長 中森 委香  
社会教育課長 浅田 裕信  
教育総務課長 高場 慎太郎

会計管理者 岡田 充浩

職務のため出席した者

議会事務局長心得 池原 由香里  
議会事務局主事 西村 俊哉

欠席委員及び職員

## 総務建設経済委員会議事日程

令和5年9月14日(木) 9時00分 開議  
10時11分 閉会

### 日程第1

議案第33号 令和5年度川西町一般会計補正予算について  
(予備審査あり)

### 日程第2

承認第40号 川西町都市公園条例の一部改正について

### 日程第3

議案第41号 川西町企業立地促進条例の全部改正について

### 出席委員

委員長 阪本 学  
副委員長 芝 和也  
委員 堀 格 福山 臣尾 安達 憲太郎 松波 芳子

議長 弓仲 利博

### 説明のため出席した者

町長 小澤 晃広  
副町長 森田 政美

総務特別参事 江畑 幸男 総務課長 西川 直明

行政改革統括理事 石田 知孝  
まちマネジメント担当理事 山口 尚亮  
まちづくり推進担当理事 乾井 宏純

まちマネジメント課長 中川 辰也  
税務課兼債権管理課長 松下 正嗣  
まちづくり推進課長 喜多 勲  
デジタル推進室長 梅津 光章

会計管理者 岡田 充浩

職務のために出席した者

議会事務局長心得 池原 由香里

議会事務局主事 西村 俊哉

欠席委員及び職員

## 決算審査特別委員会議事日程

令和5年9月15日(金) 9時00分 開議  
15時35分 閉会

### 日程第1

認定第1号 令和4年度川西町一般会計決算について

歳出	款1	議会費
	款2	総務費
	款3	民生費
	款4	衛生費
	款5	農商工費
	款6	土木費
	款7	消防費
	款8	教育費
	款9	公債費
	款10	諸支出金
	款11	予備費

歳入 上記関係歳入

### 日程第2

認定第2号 令和4年度川西町国民健康保険特別会計決算について

### 日程第3

認定第3号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計決算について

### 日程第4

認定第4号 令和4年度川西町介護保険事業勘定特別会計決算について

### 日程第5

認定第5号 令和4年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計決算  
について

### 日程第6

認定第6号 令和4年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算について

### 日程7

認定第7号 令和4年度川西町下水道事業会計決算について

出席委員

委員長	阪本 学				
副委員長	伊藤 彰夫				
委員	芝 和也	寺澤 秀和	石田 三郎	安井 知子	
	福山 臣尾	弓仲 利博	安達 憲太郎	齋藤 麻由	
	松波 芳子				

説明のため出席した者

町長	小澤 晃広
副町長	森田 政美
教育長	橋本 宗和

総務特別参事	江畑 幸男	総務課長	西川 直明
--------	-------	------	-------

行政改革統括理事	石田 知孝
まちマネジメント担当理事	山口 尚亮
まちづくり推進担当理事	乾井 宏純

まちマネジメント課長	中川 辰也
税務課兼債権管理課長	松下 正嗣
まちづくり推進課長	喜多 勲
デジタル推進室長	梅津 光章

住民保険担当理事	大西 成弘
長寿介護課長	栗林 美子
福祉こども課長	中森 委香
社会教育課長	浅田 裕信
教育総務課長	高場 慎太郎

会計管理者	岡田 充浩
-------	-------

職務のため出席した者

議会事務局長心得	池原 由香里
議会事務局主事	西村 俊哉

欠席委員及び職員

令和 5 年川西町議会  
第 3 回定例会会議録

( 第 3 号 )

令和 5 年 9 月 22 日

## 令和5年川西町議会第3回定例会会議録（再開）

召集年月日	令和5年9月22日
召集の場所	川西町役場議場
開 会	令和5年9月22日 午前10時00分 宣告
出席議員	1番 松波 芳子      2番 齋藤 麻由      3番 安達 憲太郎 4番 阪本 学      5番 弓仲 利博      6番 福山 臣尾 7番 堀 格      8番 安井 知子 10番 石田 三郎      11番 寺澤 秀和      12番 芝 和也
欠席議員	9番 伊藤 彰夫
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 小澤 晃広      副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和      総務特別参事 江畑 幸男 行政改革統括理事 石田 知孝      まちマネジメント担当理事 山口 尚亮 まちづくり推進担当理事 乾井 宏純      住民保険担当理事 大西 成弘 総務課長 西川 直明      税務課兼債権管理課長 松下 正嗣 まちづくり推進課長 喜多 勲      まちマネジメント課長 中川 辰也 デジタル推進室長 梅津 光章 長寿介護課長 栗林 美子      福祉子ども課長 中森 委香 社会教育課長 浅田 裕信      教育総務課長 高場 慎太郎 会計管理者 岡田 充浩
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長心得 池原 由香里 モニター係 西村 俊哉
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した 6番 福山 臣尾 議員      7番 堀 格 議員

## 川西町議会第5回定例会（議事日程）

令和5年9月22日（金） 午前10時00分 再開

日 程	議案番号	件 名
第1		委員長報告 認定第1号～認定第7号、議案第33号 厚生文教委員長 議案第33号～議案第39号、 総務建設経済委員長 議案第33号、議案第40号、議 決算審査特別委員長 認定第1号～認定第7号  討論・採決 認定第1号～認定第7号、議案第33号～議案第41号
	(追加日程)	
追第1	発議第4号	インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付する陳情書

(午前10時00分 会議再開)

○議長(弓仲利博議員) おはようございます。

これより、令和5年川西町議会第3回定例会を再開いたします。

会議に先立ち、9番、伊藤彰夫議員より欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。

よって会議は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、委員長報告を議題といたします。

去る8日の本会議において上程され、各委員会に付託いたしました認定第1号から認定第7号及び議案第33号から議案第41号までの認定案7件、議案9件に対する審査の経過並びに結果について委員長の報告を順次求めます。

厚生文教副委員長、石田 三郎 議員。

(厚生文教副委員長 石田三郎議員 登壇)

◇厚生文教副委員長(石田三郎議員) 議長のご指名をいただきましたので、厚生文教委員会を代表いたしまして、委員長報告をいたします。当委員会は13日に委員会を開催し、議案1件の予備審査と付託されました議案6件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

まず、議案第33号、令和5年度川西町一般会計補正予算について、歳出では、ぬくもりの郷の設備修繕について、委員から質疑があり、理事者から詳細な説明を受け、厳正な審査の後、全員一致で原案を了承するものと決しました。

次に議案第34号、令和5年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第35号、令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第36号、令和5年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、議案第37号、令和5年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算については、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第38号、川西町子ども医療費助成条例の一部改正について、及び議案39号、川西町放課後児童健全育成利用の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、厳正な審査ののち、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、予備審査1件と付託を受けました議案6件の審査の経過並びに結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(弓仲利博議員) 続きまして、総務建設経済委員長、阪本 学議員。

(総務建設経済委員長 阪本 学議員 登壇)

▽総務建設経済委員長(阪本 学議員) 去る8日の本会議におきまして、総務建設経済委員会に付託になりました、議案第33号、令和5年度川西町一般会計補正予算(第4回)他2議案について、休会中の14日、委員会を開催し理事者並びに関係所属長の出席を求め、審査いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第33号、令和5年度川西町一般会計補正予算(第4回)についてで

ありますが、今回の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2581万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億399万9000円に定めようとするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、企画費では、電動車いす利用支援金事業、民生費では、ぬくもりの郷空調設備更新に係る追加費用及び消防設備の更新修繕費用、衛生費では新型コロナワクチン秋冬の集団接種に係る諸経費、土木費では、東城地区南工区ルート変更に係る用地測量詳細設計業務等に伴う増額補正であります。

これらの歳出に見合う財源といたしまして、分担金および負担金、国庫支出金、繰越金、地方債の追加計上および諸収入等により収支の均衡を図ったものであります。

委員より、地域交通の変更について、下永東城バイパスの一部ルート変更について質疑及び要望がありました。本案については去る13日の厚生文教委員会におきまして予備審査が行われ、慎重審査の結果、了とされました。理事者の説明を受け、委員会の慎重審査ののち、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第40号、川西町都市公園条例の一部改正についてであります。委員より、結崎駅前公園使用料を決定した基準について及び公園使用行為の規定についての質疑及び要望があり、慎重審査ののち、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第41号、川西町企業立地促進条例の全部改正についてであります。委員より、条例の奨励措置の対象事業者についての質疑があり、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託になりました議案第33号、令和5年度川西町一般会計補正予算（第4回）他2議案についての、結果報告といたします。

議員各位におかれましては、よろしくご賛同くださいますようお願いいたします。  
○議長（弓仲利博議員） 続きまして、決算審査特別委員長 阪本 学議員。

（決算審査特別委員長 阪本 学議員 登壇）

□決算審査特別委員長（阪本 学議員） 去る8日の本会議におきまして決算審査特別委員会に付託になりました、認定第1号、令和4年度川西町一般会計決算について他6認定案について、休会中の15日、委員会を開催し、理事者並びに関係所属長の出席を求め、審査いたしました経過並びに結果について報告いたします。

まず、認定第1号、令和4年度川西町一般会計決算についてであります。歳入予算現額は54億7231万3000円で、歳入決算額は予算現額と比較し、97.3%にあたる53億2446万2232円となりました。

歳出決算額は予算現額と比較して90.1%にあたる49億2936万2604円となり、歳入歳出差引残額は3億9509万9628円で、全額翌年度へ繰り越されました。

歳入については、一般会計の財政状況について、委員から質疑があり、理事者から詳細な説明を受けました。

次に歳出ですが、各款ごとに審査いたしましたので、款ごとのご報告といたします。

なお、各委員より質疑がありましたが、主な内容は、次のとおりであります。

総務費では、会計年度任用職員及び保健師の処遇について、官公庁オークションシステム利用料の内容について、特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金の利用状況、助成方法及び周知について、新型コロナウイルス感染症対策協力活動交付金の使用用途の把握について、民生費では、病児保育及び子ども医療費の一部負担金について、衛生費では、資源回収団体への助成単価見直しについて、農商工費では、企業立地奨励金について、結崎ネブカの生産、出荷状況について、土木費では、町営住宅の管理状況について、町営住宅除却後の跡地の管理について、消防費では避難所整備費の内容について、広域での避難所設置について、越水による堤防崩壊対策について、教育費では、30人以下学級編成について、給食費の無償化及び学校給食における食材の地産地消について、また、各委員からの主な要望については次のとおりであります。

福祉医療の拡充により、県補助金等の財源確保による、一般会計予算の余剰分については、子ども支援の施策を検討していただきたい。給食費については、恒久的な無償化が困難であれば、保育の無償化のように、第1子から段階的に対応できないか。子育て支援の施策については一時的ではなく、継続した支援を検討していただきたい。

以上、本案については、理事者よりいずれも詳細な説明を受け、各分野にわたり、慎重審査の後、採決の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号、令和4年度川西町国民健康保険特別会計決算についてであります。令和6年度の国民健康保険の統一について、子どもの均等割及び傷病手当金について、委員より質疑があり、慎重審査ののち、採決の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しました。

次に認定第3号、令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計についてであります。医療費の窓口負担の2割負担について委員から質疑があり、慎重審査ののち、採決の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号、令和4年度川西町介護保険事業勘定特別会計についてであります。第8期計画全体の収支の見通し及び第9期月額保険料の見込みについて、介護予防事業のeスポーツの取り組み状況について、低所得者の保険料の軽減について、委員から質疑があり、慎重審査ののち、採決の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しました。

次に認定第5号、令和4年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計決算についてであります。慎重審査の後、採決の結果、全員一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

次に認定第6号、令和4年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算についてであります。滞納の徴収進捗状況と債権回収処理方法、基金の積み立て等について委員からの質疑があり、慎重審査ののち、採決の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号、令和4年度川西町下水道事業会計決算についてであります。収益的収入および支出では、収入総額2億3033万8250円に対し支出総額2

億3297万36円となり、263万1786円のマイナスとなりました。

一方、資本的収入および支出については、収入総額3億1638万2000円に対し、支出総額は3億1134万4005円で、建設改良費は1億6652万4505円、企業債償還金は6173万1500円となりました。

委員より、下水道使用料の減少及び引き上げについて、下水道事業の業務量における普及率と水洗化率の差の要因について質疑があり、慎重審査ののち、採決の結果、全員一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

以上で、本特別委員会に付託になりました、認定第1号、令和4年度川西町一般会計決算について他6認定案についての結果報告といたします。

議員各位におかれましては、よろしくご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（弓仲利博議員） 以上で委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

○議長（弓仲利博議員） 12番 芝 和也議員。

◎12番議員（芝 和也議員） 12番、芝 和也です。それでは、ただいま総務・厚生の両常任委員会並びに決算審査特別委員会の各委員長から報告がありました、今議会に上程されています、認定第1号の令和4年度川西町一般会計決算についてより、議案第41号、川西町企業立地促進条例の全部改正についてまでの認定案7本、補正予算案5本、条例改正案4本のうち、都合16本の案件に対する討論を行います。

態度表明であります。認定1号、2号、3号、4号の令和4年度一般会計及び国保、後期高齢者医療保険、介護保険事業勘定の4本の決算案については反対。

あとの決算案3本、補正予算案5本、条例案4本については、いずれも賛成するものであります。

まず、令和4年度の川西町一般会計決算についてであります。当該年度は、工業団地や駅前整備を手がけながら、長引くコロナ禍のもと、その影響の緩和に向けて、様々にコロナ対応策を講じながら、オンラインでの子育て相談、同じく医療相談ことで骨髄移植ドナー支援、学童施設の整備等々、新たな取り組みを含めて財政体力を生かした取り組みが展開され、住民を支え手としての役割を担うべく、予算執行された決算状況となっております。

ただ、全体を見た場合、予算の配分を何に重きを置くかについては、まだまだ置き換えればならない問題も山積みでして、いっぺんに全部の解決には至りませんが、それに向けて鋭意努力は図られて当然でありまして、今日的状況における自治体が負うべき務めを果たしていかなばなりません。

コロナの影響から、コロナの前の暮らしへ戻す努力が各人において懸命になされている今日、それを背後から後押しする施策があつてしかるべきところ、相次ぐ物価高騰が覆いかぶさる中で、一向に賃金ベースは引き上がり、逆に、ここにきて

実質賃金はマイナスが連続してきているのが現状であります。川西町の財務状況からして、やはり、これにんえていかねばなりませんし、当該年度においても引き続き財力を温存しながら、安定的な財政運営を続けている今日、その期待は大きいものがあると存じます。且つ能力を備えているものと確信しております。備えとしての観点で欠いてはならないのは、誰もが大変なんです、やはり生活弱者をいかに支えるかが、常に焦点になってくるものと存じます。こういう点では、今般の議案審査を通じて議論を重ねましたように、もちろん平行線をたどっているものも多々ありますが、予算の主役に、住民の暮らしを支えることを第一に置いて、きめ細かな支援策の強化を求める次第であります。

この間のコロナ対応策において多方面にわたっての施策の展開が見られますが、結果としては、もっぱら国の交付金を使えるので、これを当てにいく的な策にとどまっているように、形の上では見受けられますので、この辺は必要な策をしっかりと起こして、充当する交付金に不足が生じるならば、町費を惜しまずつぎ込む的な関連で手当の構築に努められることを求める次第であります。

職員配置の問題としましては、非正規のフルタイムは、その職務に人をつける必要があるから配置し続けていることから、正規職員としてきちんと配置し直すべきだと存じます。人件費をいかに抑えるかとの観点から矛盾も生じますが、公務員労働は、製造業とは、質的に異なるものでありますし、マンパワーは、工夫次第では多すぎるということにはなりませんし、住民サービス向上に資するには、決して矛盾するものではありません。

今般、議論を重ねた一つに、子ども医療費助成の対象年齢を18歳までに引き上げることに向け、県も乗り出すこととなったことから、そこに傾注していた予算を他へ回すのではなく、引き続き子どもの分野で、福祉医療で言えば、一部負担金の免除等々へ注いでいくべきものと考えます。方向は検討する旨、お示しですので、ぜひこの方向で注がれることを求めておきます。

さらには、テーマ的には様々な分野にわたっていますが、デマンド交通の充実、子どもの歯科矯正への手立て、子ども医療費への妊婦適用、加齢性難聴者への補聴器購入補助策をごみの減量化も順調に進展し、資源化により見事に可燃や不燃ごみの減少が顕著に表れている今日、その大元は住民による分別の協力の賜物でありますので、有料ごみ袋の単価引き下げや資源回収団体への助成単価引き上げ等々あってしかるべきと存じます。今般、後者の方で予算化していく方向性がましたが、引き続き、この分野に限らず還元策の充実に努められることを求めるものであります。

災害対応では、避難所の空調整備、河川の増水に備えて、越水時に破堤を起こさぬよう堤防の強化策、浸水時の広域避難体制の充実、加えて、この分野では、地域活性化も含め、住宅リフォーム助成制度の創設やブロック塀の撤去補助脱炭素に向けた太陽光パネルの設置等々を求めるものであります。

公営住宅の管理においては、政策空き家の確保、教育の環境整備としましては、30人以下学級の実施、農業の活性化も含め、学校給食での地産地消の推進及び給食の無償化、中学校でも制服支給策を、高等教育への学習の手立て等々の取組を始め、継続して議論を交わしておりますように、求められている課題は山積しており

まして、町として取り組まねばならない点が多岐にわたっているものと存じます。以上のことから、次年度の予算編成におきましては、財政力にふさわしい福祉の増進に努める川西町として、鋭意、努力を重ねられ、課題の解決に向けて着実に歩まれることを求めまして、今、認定案につきましては、非承認といたします。

続きまして、2号と3号の国保と後期高齢者医療保険についてであります。

両医療保険とも負担がじわじわと膨らみ続けているのが現状でして、かつ所得税においては、その負担が免除されているものにも賦課する仕組みとなっており、こうした仕組みからくる、制度上の矛盾を抱えたままになっていることから、負担能力を超えたものへの保険料負担が膨らみ続けており、決して看過できる問題ではありません。

また、現在、国保においては、県単位化に向けた保険料率の調整が続いており、本町の場合はおおむね2割増しが見込まれていますので、当該年度においては前年比4.6%増で実施され、長らく議論を重ねている住民税非課税者の援助策や、子どもの均等割においては未就学児の均等割半減化は始まったものの、それ以外の大部分が依然、免除の手立てが見られないままで経過していますので、状況からして、粛々と国・県が示している方向へ流れている現状にあることは否めません。ここはどのような状況にあっても、いかにして底辺を支えていくのかという視点のもとに、しっかりとした姿勢を堅持して、事務の執行に当たることを、強く求められている問題と心得ます。現行の医療保険制度は、社会保障制度として確立されている保険制度でありまして、特に国保や後期高齢者医療保険は国民皆保険制度の要となる取組以外の何物でもありません。保険金を掛けたものが給付を受けるという仕組みは仕組みであるものの、生保や損保等の民間の保険は、その発想から作られているものであります。公的医療保険は決してそういう発想から来ているものではありません。お金があるなしに限らず、誰でも等しく医療が受けられるように、憲法が保障する命の平等が貫かれた社会保障制度により実施されているものでありますので、従前からの繰り返しになりますが、均等割など収入が全くない子どもへの賦課免除の問題、一定所得に満たないものは税負担の必要がない所得税同様にその水準にあるものへの免除の問題等々改善が必至でありますので、次年度以降の予算編成に際しましては、こうした観点から練り直された形で両医療保険の運営を図られんことを求めまして、国保並びに後期高齢者医療保険の両会計決算認定についても非承認といたします。

次に認定4号の介護保険事業勘定についてであります。当該保険におきましても、その仕組み上、事業計画を見直すたびに保険料が上がり続けている現状にあることは、町長も重々承知のとおりであります。その基準額は、第1期に比して3倍を超えるに至ってきております。本事業においても、その保険料は国保や後期高齢者医療保険同様にいくら上がっても賦課ができますが、負担能力との関係を見た場合、そのキャパを超えたものには負担のしようがない現実があることは誰の目にも明らかかなことでありまして、仕組み上のこうした矛盾がわかっているにもかかわらず、そうせざるを得ないとして、賦課し続けるのも、これもまた、ある意味、勇気のいる話ではないかと存じます。やはり、自治体に求められているのは、仕組上やむなしとして、賦

課し続けることではなく、自治法にも貫かれているとおり、しっかりとした福祉の心を堅持して、住民の置かれている現状に寄り添い、手を差し伸べることに尽きると存じます。議論を重ねているところの保険料の多段階化に関しては、次期9期の事業計画では踏み切るか否かの検討はする旨、お示しにはなりましたが、実施の方向は示されておりません。効果のほどの見極めは必要ですし、せなあきませんが、自治体ができる数少ない直接の手立てがここにありますので、実施に踏み切ったからといって、決してマイナスに働くことはないものと存じます。当該年度におきましては、国基準どおりの8段階からの改善は残念ながら見られませんでしたので方々、実施に踏み切られんことを求める次第であります。

いずれにしましても、国保、後期高齢者医療保険同様に社会保障制度として実施されている保険制度以外の何物でもあるので、能力を超えた負担が放置されて良いはずがありません。よって、今、認定案におきましても、これらの改善を求めまして、今、介護保険事業勘定決算の決算認定につきましても、非承認といたします。

以下、この4本の認定案の議案につきましても、いずれも賛成するものであります。41号の企業立地促進条例について一言、申し上げます。

ここでは、奨励金を出す企業を一定規模以上でくくっていますので、それ以下の中小業者にあっては対象外となり、条例で言うように住民の雇用等は、それらの企業において発生しても、この制度では捕捉されないことになってしまいますので、町の取組としては、こうした事業主も光が当たる施策を講じてしかるべきものと考えます。従前から議論を重ねているように、本町で生業を糧として暮らしておられる全ての雇用主のもとで、本条例で言うような雇用に繋がるケースの場合はしかるべくフォローできるよう、きちんと制度を設けることを改めて求める次第であります。規模の大小に関わりなくフォローをすることで、本条例で言う、産業の振興と雇用の拡大を図り、もって、地域経済の発展と住民生活の向上に資する目的が、より一層果たされていくものと存じます。以上のことを申し添え、今般の全部改正には賛成するものであります。

以上、今般上程されました認定案7本、補正予算案5本、条例改定案4本に対する討論を終わります。

○議長（弓仲利博議員） 他に討論ございませんか。7番、堀 格議員。

◎7番議員（堀 格議員） 7番、堀でございます。

今議会で提案されました認定第1号から7号までの認定案7件、議案第33号から41号までの9議案の各案件に賛成の立場から討論を行います。

小澤町長が予算から携わりました、この令和4年度の決算につきましても、まず、唐院の工業団地は無事完工し、企業への売却が終わり、結崎駅前整備は、逐次進み、駅前併設設備の建設も間近となってきております。なお、コロナ対応が引き続き求められる中、子育て支援の取組を始め、学童保育所も新しい建物の完成も迫ってまいりました。物価高騰の折から、大過なく町政を運営できたこと、これはひとえに町長の指揮のもと、職員が一丸となって職務に精励されたものと評価し、各案件に承認並びに賛成するものであります。続きまして、賛成の立場で、若干の口供意見を申し上げたいと思います。町長も四つの柱で川西町の発展に尽力されておられます

が、参考までに日本全国の中で、住みたい街ランキングで常に上位を占めております。西宮市でですね、住民のアンケート調査が行われたようでありまして、それが非常に参考になるかと思えます。

このアンケート調査の結果を見ますと、西宮市の住民が自分たちの住んでいる地域に愛着や誇り、魅力を感じている項目がいくつか挙げられておりますが、若干申し上げます。パーセンテージは大きいものを若干申し上げますと、これは、ちょっと川西町ではどうしようもないんですが、1番目は交通の便利さ、買い物施設の充実、良好な住宅地、海山川などの自然との近接性、質の高い教育環境が挙げられております。さらに行政に力を入れてほしい項目といたしまして、医療機関サービスの充実、防災対策の充実、子育てのしやすさや関連サービスの充実が挙げられております。これを見ますと、自然、文化、住環境、教育という基本的な項目に加えまして、現在の時代背景から、子育て世帯や、高齢者へのサービスの充実ということが付加されていると思えます。ご参考までに、西宮市では小・中学校の給食費は、完全保護者負担となっております。今年度は若干20円ぐらいの補助があるようですが、基本的には保護者負担となっております。やはり、町の魅力というのは、補助金、助成金という、もう一つ前に、もっと基本的な町の良さ住みやすさを作っていくことであると思えます。そして職員が一体となって、この自然、文化、住環境、教育に加え、サービスの充実を進め、町の良さを作っていくこと、これに努力することではないでしょうか。そして、それこそお金を使うべきであると思えます。

なお、若干の意見といたしまして、この国民健康保険であります。奈良県一本化のために保険料が上がるというのは、ある意味で残念であります。この少子高齢化を迎えるにあたり、財政基盤を強化するという事はいいことですので、丁寧な説明が求められると思えます。また同様に、後期高齢者医療保険や介護保険につきましても、高齢者の増加から保険料の負担が増加するのはやむを得ません。そして、その負担割合につきましても、もちろん、様々な意見がありますが、有識者による議論をもとに、適切と考える国会を経た、国の定めによるのが、結局、一番妥当であると思えます。以上、申し上げましたように、地方自治体というのは、国の定めた制度をいじるのではなく、サービスが充実した、住民が住んでいる地域に愛着と誇りを感じるまちづくりを目指していくべきであると思えます。

以上の口供意見を踏まえまして、私の討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（弓仲利博議員） ありがとうございます。

他に討論ございませんか。

討論がないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

認定第1号、令和4年度川西町一般会計決算についてを採決します。

この採決は挙手により行います。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定するものです。

認定第1号について、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の議員は挙手願います。

(挙手する者あり)

○議長（弓仲利博議員） 賛成多数であります。よって認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、令和4年度川西町国民健康保険特別会計決算についてを採決します。

この採決は挙手により行います。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定するものです。

認定第2号について、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の議員は挙手願います。

（挙手する者あり）

○議長（弓仲利博議員） 賛成多数であります。よって、認定第2号は委員長の報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に認定第3号、令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計決算についてを採決します。

この採決は挙手より行います。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定するものです。

認定第3号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

○議長（弓仲利博議員） 賛成多数であります。よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号、令和4年度川西町介護保険事業勘定特別会計決算についてを採決します。

この採決は挙手により行います。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定するものです。

認定第4号について委員長の報告のとおり、認定することに賛成の議員は挙手願います。

（挙手する者あり）

○議長（弓仲利博議員） 賛成多数であります。よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第5号、令和4年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計決算についてを採決します。

この採決は挙手により行います。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定するものです。

認定第5号について、委員長の報告のとおり認定することに、賛成の議員は挙手願います。

（挙手する者あり）

○議長（弓仲利博議員） 賛成全員であります。

よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号、令和4年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算についてを採決します。

この採決は挙手により行います。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定するものです。

認定第6号について、委員長の報告のとおり認定することに、賛成の議員は挙手願います。

(挙手する者あり)

○議長(弓仲利博議員) 賛成多数であります。よって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号、令和4年度川西町下水道事業会計決算についてを採決します。

この採決は挙手により行います。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定するものです。

認定第7号について、委員長の報告のとおり認定することに、賛成の議員は挙手願います。

(挙手する者あり)

○議長(弓仲利博議員) 賛成全員であります。よって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたします。

○議長(弓仲利博議員) 次に議案第33号、令和5年度川西町一般会計補正予算についてから議案第37号、令和5年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算についてまでの5議案を一括して採決します。

この採決は挙手により行います。

各案に対する総務建設経済委員長、厚生文教委員長の報告はいずれも可決するものです。

議案第33号から議案第37号までについて委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

(挙手する者あり)

○議長(弓仲利博議員) 賛成全員であります。よって、議案第33号から議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第38号、川西町子ども医療費助成条例の一部改正についてから、議案第41号、川西町企業立地促進条例の全部改正についてまでの4議案を一括して採決します。

この採決は挙手により行います。

各案に対する総務建設経済委員長、厚生文教委員長の報告はいずれも可決するものです。

議案第38号から議案第41号までについて、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

(挙手する者あり)

○議長(弓仲利博議員) 賛成全員であります。よって、議案第38号から議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、会議規則第14条の規定により、12番芝 和也議員他3名から発議第4号、インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情書が提出されております。

その写しをお手元に配付しております。

お諮りいたします。

発議第4号、インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情書を日程に追加し、追加日程第1としたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(弓仲利博議員) 異議なしと認めます。よって、追加日程第1、発議第4号、インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情書を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、発議第4号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番、芝 和也議員。

△12番議員(芝 和也議員) 12番、芝 和也です。

今般、奈良県商工団体連合会から陳情が参りました、インボイス制度の実施延期を求める意見書発言につきましても、石田三郎議員、齋藤麻由議員、安達憲太郎議員の賛同を得まして提出をいたしましたので、代表して、ご説明申し上げます。

今般、実施の延期を求めるこのインボイス制度とは、消費税率の変更を生じずとも、国においては税込増、消費者は事業者等においては増税となる仕組であることは、ご承知の通りでありまして、政府の試算では、事業者数にして161万社が新たな増税の対象で、額にして2480億円の増収を見込めるとのことです。本制度の実施で負担増に直面しているのは、売上高が1000万円以下の小規模事業者が中心になりますが、それだけとは限りません。

国会で明らかになりましたように、大手電力会社などは電気代の値上げを予定していますので、実施されれば、消費者にストレートに被りますし、実際、小規模事業者と取引をしている関係の各企業でも負担を被るところも出てきますし、また、免税業者がインボイスの登録をすることで、課税業者になりますので、税負担分の価格転嫁による消費者負担の発生も免れません。いずれにしましても、実際の額はわかりませんが、政府が試算している増収の分2480億円分は、国民、事業者のいずれを問わず、誰かのところに確実にその負担が生じる仕組であることには変わりはありません。コロナ禍が継続中で、かつ物価高騰に歯止めがかからない中、この30年ほど賃金は横ばいの市民生活において、今、必要なことは物価上昇にふさわしい賃上げでありますし税制であるならば増税ではなく減税策を打つことこそ、商品を喚起し、景気を改善させる道にはほかなりません。

世界に目を向けますと、国連加盟国のうち、物価高騰対策として既に100を超える国々で実際に付加価値税、日本の消費税の減税に踏み切っているのは、今日の情勢そのものであります。ですから、我が国においても、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国青年税理士連盟など生業を糧とする中小零細の事業者に関わる団体は、こぞって地域経済の振興と物価高騰のあおりを受けながらも、コロナ禍からの立ち直り、事業の維持や再建を懸命に図ろうとしているフリーランスも含めた、これらの皆さんへの大きな足かせになると懸念と危惧の声を上げ続けておられるのは、当然、至極の対応であり、取組に他なりません。こうした声に応えて、

本町議会といたしましても、みすみす地域経済の立ち直りに重しとなりかねず、生業の維持や再建に懸命に頑張っておられる皆さんに負担が被るインボイスの実施には、国に対して制度の見直しも含めた検討を求める声を上げていこうではありませんか。それを踏まえつつも、まずは、今般の陳情に応え、意見表明を果たそうではありませんか。議員の皆さんにおかれましては、賢明な御判断をいただき、議決くださることをお願い申し上げまして、提案説明といたします。何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長（弓仲利博議員） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

質疑がないようですので質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

堀 議員。

□7番議員（堀 格議員） 7番、堀でございます。

同僚議員の提案でありますので、あまり意見を述べるのは、躊躇するところでありますけれども、次の2点から反対の御意見を申し上げたいと思います。

まず1点目はですね、まず今日は9月22日の10月からやろうというのをですね、今になって延期を求めるといってタイミング的にちょっとおかしいんじゃないかと時期的な問題が1点、それからもう一点は、我が国の財政状況はですね、日銀引き受けで国債がどんどん発行されて、将来負担がどんどん増えているというのが現在の状況であります。さすがに財務省の方も、これ以上、続けるわけにいかない。ということで、常に出てくるのが、サラリーマンと申しますか、給与所得者の増税であります。私も長らくサラリーマン生活を続けておりましたので、よくわかるんですけれども、給与所得者からの税金の徴収というのは、極めて簡単明瞭にできるんですよ。簡単にできるから、すぐその点に走るといっては、給与所得者の立場から見ると納得いかないんじゃないかと、やっぱり本来、負担すべきところから、まずいろんなところから徴収して、それでいざ、どうしようもなくなったときには給与所得者からも、増税というのもしやむを得ないと思うんですが、いろいろ混乱が生じるかもしれないから延期するというんじゃないかと、やっぱりやるべきところはやって、その上で給与所得者の増税に踏み切らざるを得ないというならわかるんですけれども、そういう意味合いでですね、ちょっと、その延期については、賛成しかねるという意見を申し上げたいと思います。以上であります。

○議長（弓仲利博議員） 他に討論ございませんでしょうか。ないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

発議第4号、インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情書を採決いたします。

この採決は挙手により行います。

発議第4号について、原案のとおり採択することに賛成の議員は挙手願います。

（挙手する者あり）

○議長（弓仲利博議員） 賛成多数であります。よって、発議第4号は可決されま

した。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案については、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

手元に配付しております、閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、各委員長より継続調査に対し、継続調査に付したいとの申し出がありますが、これに付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(弓仲利博議員) 異議なしと認めます。よってそれぞれの委員長の申し出どおり、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査に付することにいたします。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員各位におかれましては、何かとお忙しい折にも関わらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして、慎重にご審議賜り、かつ、議会運営にご理解、ご協力をいただきましたことに対し、議長として厚くお礼申し上げる次第でございます。

理事者各位におかれましては、今後も引き続き、厳しい財政環境が予想されるため、予算の執行について、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ厳正な執行を望むものであります。

また、議員各位から出されました意見、要望を十分に尊重していただき、今後の町政に一層の努力を賜りたいと存ずる次第でございます。

閉会にあたり、町長より閉会の挨拶があります。町長。

●町長(小澤晃広) 本議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本第3回定例会では、慎重なご審議の上、それぞれにご決定を賜り、厚くお礼申し上げます。本定例会は、私が就任させていただき、初めて組ませていただきました予算の執行に関する決算のご審議を賜る定例会でございました。審議におきましては、これまでの取組へのご質問、今後の取組へのご質問など多様な観点からご意見を賜り、私にとっても行政にとっても良き振り返りとなり、学びの多い定例会となったと感じております。

これを今後の町政運営は、各種政策にしっかりと反映させ、引き続き一生懸命に取り組んでまいりたいと存じます。

また、今、川西町は唐院工業団地の拡張工事を無事に終え、結崎駅周辺整備も進捗を見せるなど、前に進んでいます。

一方、国全体では、物価高騰が進み、また、県では、新たな知事のもと、川西町に関することとしましては、まほろば健康パークの再整備については再検討、大和平野中央田園都市構想の下永地区整備については、これまでの方針では進めず、再検討する方針が出されており、まさに岐路に立っています。

来年度は10市町村で組織する山辺・県北西部環境衛生組合で建設中のエネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設の竣工、結崎駅併設施設の建設、竣工を目指すなど、大きな取組も控えております。

引き続き、今期の施策をしっかりと進めながら、来期の取組の準備に関しまして

も、川西町での暮らしを守り、より良くするため、未来世代に誇りを持って、引き継いでいくことができる、より良き川西町を創造していくため、しっかりと行政職員一丸となり、取り組んでまいりたいと存じます。

私自身、議員の皆様、地域の皆様と力を合わせさせていただきながら進ませていただければと考えております。引き続きのご支援、ご協力、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

本定例会の結びに、議員の皆様の益々のご活躍、ご健勝を祈念し、感謝を申し上げます。私からの閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（弓仲利博議員） ありがとうございました。

これをもちまして、令和5年川西町議会第3回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(10時58分閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年9月22日

川西町議会

議 長

署名議員

署名議員

## (議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
認定第1号	令和4年度川西町一般会計決算について	9月22日	原案認定
認定第2号	令和4年度川西町国民健康保険特別会計決算について	9月22日	原案認定
認定第3号	令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計決算について	9月22日	原案認定
認定第4号	令和4年度川西町介護保険事業勘定特別会計決算について	9月22日	原案認定
認定第5号	令和4年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計決算について	9月22日	原案認定
認定第6号	令和4年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算について	9月22日	原案認定
認定第7号	令和4年度川西町下水道事業会計決算について	9月22日	原案認定
議案第33号	令和5年度川西町一般会計補正予算について	9月22日	原案可決
議案第34号	令和5年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について	9月22日	原案可決
議案第35号	令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について	9月22日	原案可決
議案第36号	令和5年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	9月22日	原案可決
議案第37号	令和5年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について	9月22日	原案可決
議案第38号	川西町子ども医療費助成条例の一部改正について	9月22日	原案可決
議案第39号	川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	9月22日	原案可決
議案第40号	川西町都市公園条例の一部改正について	9月22日	原案可決
議案第41号	川西町企業立地促進条例の全部改正について	9月22日	原案可決
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	9月8日	原案可決
同意第5号	川西町教育委員会委員の任命について	9月8日	原案可決
発議第4号	インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情書	9月22日	原案採択